○　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） 第一条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～十　略］ 十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘等（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の三第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。 ［十二～二十の四の三　略］	（定義） 第一条　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の三第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。 ［十二～二十の四の三　同上］

二十の五　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項第一号に規定する指定法人をいう。

［二十の六～二十八　略］

二十九　金融商品取引所　法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するもの（以下「外国金融商品取引所」という。）を含む。

三十　［略］

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。第十九条第二項第二号の二を除き、以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主等の議決権（法第二十六条の二十七第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並び

二十の五　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

［二十の六～二十八　同上］

二十九　金融商品取引所　法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　［同上］

三十一　［同上］

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この

に当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

［ロ～ニ　略］

三十二　特定投資家等向け売付け勧誘等　法第二条第六項に規定する特定投資家等向け売付け勧誘等をいう。

三十三　特定投資家等向け有価証券　法第四条第三項に規定する特定投資家等向け有価証券をいう。

三十四　特定投資家等向け取得勧誘　法第四条第三項第一号に規定する特定投資家等向け取得勧誘をいう。

［三十五・三十六　略］

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条　令第二条の十二の二第六号ハに規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　海外発行債券（令第二条の十二の二第六号に規定する海外発行債券をいう。以下この項において同じ。）の発行者（以下この項において「債券発行者」という。）の名称及び本店所在地

二　債券発行者の設立の準拠法及び設立の日

三　債券発行者の事業の内容

四　海外発行債券の元本の償還及び利息の支払について保証している債券発行者の親会社（令第二条の十二の二第六号ロに規定する親会社をいう。以下この項において「保証親会社」という。）の名称及び本店所在地

五　保証親会社が当該海外発行債券の元本の償還及び利息の支払に

号において同じ。）

［ロ～ニ　同上］

三十二　特定投資家向け売付け勧誘等　法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。

三十三　特定投資家向け有価証券　法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。

三十四　特定投資家向け取得勧誘　法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。

［三十五・三十六　同上］

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条　令第二条の十二第一号に規定する内閣府令で定めるものは、当該会社の子会社とする。

2　令第二条の十二第二号に規定する内閣府令で定める条件は、譲渡が禁止される旨の制限が付されていることとする。

3　令第二条の十二第二号に規定する内閣府令で定めるものは、当該会社の子会社とする。

4　令第二条の十二の三第六号ハに規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　海外発行債券（令第二条の十二の三第六号に規定する海外発行債券をいう。以下この項において同じ。）の発行者（以下この項において「債券発行者」という。）の名称及び本店所在地

二　債券発行者の設立の準拠法及び設立の日

ついて保証している旨及びその内容

六　保証親会社の株券が上場されている金融商品取引所又は指定外国金融商品取引所（令第二条の十二の二第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。第九条の四第五項第三号において同じ。）の名称

七　保証親会社に関する情報（令第二条の十二の二第六号ハに規定する親会社の経理に関する情報その他の当該親会社に関する情報に該当するものに限る。）を取得するための方法

2　法第四条第一項第四号に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一　募集又は売出しに係る有価証券が新株予約権証券である場合で、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二　募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで、第十九条第二項第一号及び第二号並びに第二十二条の三第一項第一号及び第三号から第七号までにおいて同じ。）に、当該募集又は売出

三　債券発行者の事業の内容

四　海外発行債券の元本の償還及び利息の支払について保証している債券発行者の親会社（令第二条の十二の三第六号ロに規定する親会社をいう。以下この項において「保証親会社」という。）の名称及び本店所在地

五　保証親会社が当該海外発行債券の元本の償還及び利息の支払について保証している旨及びその内容

六　保証親会社の株券が上場されている金融商品取引所又は指定外国金融商品取引所（令第二条の十二の三第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。第九条の四第五項第三号において同じ。）の名称

七　保証親会社に関する情報（令第二条の十二の三第六号ハに規定する親会社の経理に関する情報その他の当該親会社に関する情報に該当するものに限る。）を取得するための方法

5　法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一　募集又は売出しに係る有価証券が新株予約権証券である場合で、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二　募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額

しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号ニに掲げる有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて第一条第一号ニに掲げる有価証券の性質を有するものと同一の種類の有価証券とみなす。）の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三　募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第九条の二第三号及び第二十二条の三第一項第四号において同じ。）の発行価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集

四　売出し（令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行つたものを除く。）が行われた同種の既発行証券（令第一条の八の三に規定する同種の（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで、第十九条第二項第一号から第二号の二まで及び第十四条の十五第二項において同じ。）に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（令第二条の十二に規定する場合に該当するもの、法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号ニに掲げる有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて第一条第一号ニに掲げる有価証券の性質を有するものと同一の種類の有価証券とみなす。）の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三　募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第九条の二において同じ。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

三の二　売出し（令第一条の八の三に規定する要件に該当すること

既発行証券をいう。第九条の二第三号の二、第十九条第二項第一号及び第二十二条の三第一項第五号において同じ。）の売出価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該売出し

五　同一の種類の有価証券でその発行価額又は売出価額の総額が五億円未満である二組以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、これらの募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額の合計額が五億円以上となる場合におけるそれぞれの募集又は売出し

六　発行価額若しくは売出価額の総額が五億円以上である有価証券の募集若しくは売出し又は第二号に掲げる募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集若しくは売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集若しくは売出し

七　法第十条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力の停止の処分又は法第十一条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力若しくは発行登録の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた届出者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う有価証券の募集又は売出し

八　法第二十三条の十第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力の停止の処分又は法第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力若しくは届出の効力の停止の処分により売出しに該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行つたものを除く。）が行われた同種の既発行証券（令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。第九条の二第三号の二及び第十九条第二項第一号において同じ。）の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

四　同一の種類の有価証券でその発行価額又は売出価額の総額が一億円未満である二組以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、これらの募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額の合計額が一億円以上となる場合におけるそれぞれの募集又は売出し

五　発行価額若しくは売出価額の総額が一億円以上である有価証券の募集若しくは売出し又は第二号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出し

六　法第十条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力の停止の処分又は法第十一条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力の停止の処分、発行登録の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた届出者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う有価証券の募集又は売出し

分若しくは期間の延長の処分を受けた登録者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う有価証券の募集又は売出し

九　本邦の金融商品取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社（既に本邦の他の金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又はいずれかの認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社を除く。第八条第二項において同じ。）で、継続開示会社でないものが行う当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則による発行株式の募集又は売出し

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

第二条の四　法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる場合に該当することとする。

一　［略］

二　適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が法第四条第一項第三号に規定する有価証券の売出しに該当し、かつ、当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が当該有価証券の売出しとして行われる

七　法第二十三条の十第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力の停止の処分又は法第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力の停止の処分、届出の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた登録者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う有価証券の募集又は売出し

八　本邦の金融商品取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社（既に本邦の他の金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又はいずれかの認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社を除く。第八条第二項において同じ。）で、継続開示会社でないものが行う当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則による発行株式の募集又は売出し

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

第二条の四　法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合に該当することとする。

一　［同上］

二　適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が法第四条第一項第四号に規定する有価証券の売出しに該当し、かつ、当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が当該有価証券の売出しとして行われる

場合	
（特定投資家等向け有価証券から除かれる有価証券の範囲） 第二条の五　令第二条の十二の三第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の三第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）とする。	
（特定投資家等向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等） 第二条の六　令第二条の十二の三第一項に規定する有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。 ［一・二　略］ 2　令第二条の十二の三第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。 ［一・二　略］ 3　［略］	
（届出を要しない特定投資家等向け有価証券の一般投資家向け勧誘）	

場合	
（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲） 第二条の五　令第二条の十二の四第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）とする。	
（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等） 第二条の六　令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。 ［一・二　同上］ 2　令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。 ［一・二　同上］ 3　［同上］	
（届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘）	

第二条の七　法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　当該特定投資家等向け有価証券の発行者に対して特定投資家等取得有価証券一般勧誘等を行う場合

二　当該特定投資家等向け有価証券の発行者の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。次号及び第十九条第二項第一号ヲ⑵において同じ。）又は使用人に対して特定投資家等取得有価証券一般勧誘等を行う場合

三　当該特定投資家等向け有価証券の発行者の役員であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する者（次項及び第三項において「特定役員」という。）の被支配法人等（当該発行者を除く。次項において同じ。）に対して特定投資家等取得有価証券一般勧誘等を行う場合

四　当該特定投資家等向け有価証券の発行者の株主に対して特定投

第二条の七　法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　当該特定投資家向け有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。第十九条第二項第一号ヲ⑵及び⑶において同じ。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもつて所有する者（以下この条において「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。以下この条において同じ。）に対して特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

資家等取得有価証券一般勧誘等を行う場合

五　当該特定投資家等向け有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する会社に対して特定投資家等取得有価証券一般勧誘等を行う場合

六　当該特定投資家等向け有価証券の発行者を子会社又は関連会社とすることを目的として、当該発行者が発行する法第二十七条の二第一項に規定する株券等（有価証券に該当するものに限る。）を取得し、又は買い付けようとする者（当該発行者の財務の状況及び事業の内容についての調査を実施している者に限る。）に対して特定投資家等取得有価証券一般勧誘等を行う場合

七　法第四条第三項第三号に該当することとなつた有価証券の所有者（当該有価証券の発行者を除く。）が、当該有価証券（同号に該当することとなつた日前から所有しているものに限る。）について、当該日から起算して一年を経過する日までの間に特定投資家等取得有価証券一般勧誘等を行う場合

2　特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第三号及びこの項の規定を適用する。

3　第一項第三号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の

二　当該特定投資家向け有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する会社に対して特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合

［号を加える。］

三　法第四条第三項第三号に該当することとなつた有価証券の所有者（当該有価証券の発行者を除く。）が、当該有価証券（同号に該当することとなつた日前から所有するものに限る。）について、当該日から起算して一年を経過する日までの間に特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合

2　特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第一号及びこの項の規定を適用する。

3　第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の

法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の法人等をいう。

4　第一項第三号及び第五号の議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含み、前二項の場合における議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（暗号資産又は電子決済手段の換算等）

第二条の九　［略］

2　法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号等資産（法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準

法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の法人等をいう。

4　第一項第一号及び第二号の議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含み、前二項の場合における議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（暗号資産又は電子決済手段の換算等）

第二条の九　［同上］

2　法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号等資産（法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準

拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第二十六条の二（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の二の二第四項において同じ。）に規定する内閣府令の定めるところによる。

（届出書提出期限の特例）

第三条　法第四条第四項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。第十四条の十四の三第一項第一号及び第十九条第二項第二号の二イを除き、以下同じ。）、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券

［二～五　略］

（有価証券通知書）

第四条　［略］

2　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、第一号ニ（第二号イにおいて引用する場合を含む。）に掲げる書類は、当該有価証券通知書の提出者が有価証券報告書を提出している場合には、添付することを要しない。

一　内国会社　次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　有価証券通知書（法第二十五条の二第一項（法第二十七条に

拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第百九十三条に規定する内閣府令の定めるところによる。

（届出書提出期限の特例）

第三条　法第四条第四項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券

［二～五　同上］

（有価証券通知書）

第四条　［同上］

2　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

おいて準用する場合を含む。次項及び第二十二条の三において同じ。）に規定するものに限る。）の提出者の最近事業年度に係る会社法第四百三十八条第一項に掲げるもので、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（同法第四百三十六条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同法の規定による監査報告又は会計監査報告を含む。）（指定法人及び持分会社にあつては、これらに準ずるもの）

二　［略］

3　前項第二号ロに掲げる書類（有価証券通知書が法第二十五条の二第一項に規定するものである場合にあつては、同号（イにおいて引用する前項第一号ニに掲げる書類を除く。）に定める書類）が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

［4・5　略］

（有価証券届出書等の記載の特例）

第九条　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

二　［同上］

3　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

［4・5　同上］

（有価証券届出書等の記載の特例）

第九条　［同上］

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券、有価証券信託受益証券のうち受託有価証券が株券であるもの又は預託証券で株券を表示するもの（第五号において「株券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合　次に掲げる事項

［イ～ヘ　略］

［二～十　略］

（少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し）

第九条の二　法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が十億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次に掲げるものの以外のものとする。

一　募集又は売出しに係る有価証券が新株予約権証券である場合で、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が十億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二　募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券、有価証券信託受益証券のうち受託有価証券が株券であるもの又は預託証券で株券を表示するもの（第五号及び第十九条の九において「株券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合　次に掲げる事項

［イ～ヘ　同上］

［二～十　同上］

（少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し）

第九条の二　法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次に掲げるものの以外のものとする。

一　募集又は売出しに係る有価証券が新株予約権証券である場合で、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二　募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種

類の有価証券（この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号ニに掲げる有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。）の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が十億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三　募集（令第一条の六に定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が十億円以上となる場合における当該募集

三の二　売出し（令第一条の八の三に定める要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券の売出価額の総額を合算した金額が十億円以上となる場合における当該売出し

四　同一の種類の有価証券でその発行価額又は売出価額の総額が十億円未満である二組以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、これらの募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額の合計額が十億円以上となる場合におけるそれぞれの募集又は売出し

五　発行価額若しくは売出価額の総額が十億円以上である有価証券の募集若しくは売出し又は第二号に掲げる募集若しくは売出しと

類の有価証券（この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号ニに掲げる有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。）の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三　募集（令第一条の六に定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集

三の二　売出し（令第一条の八の三に定める要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券の売出価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該売出し

四　同一の種類の有価証券でその発行価額又は売出価額の総額が五億円未満である二組以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、これらの募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額の合計額が五億円以上となる場合におけるそれぞれの募集又は売出し

五　発行価額若しくは売出価額の総額が五億円以上である有価証券の募集若しくは売出し又は第一号に規定する募集若しくは売出し

並行して行われるこれらの募集若しくは売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集若しくは売出し	と並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出し
（有価証券届出書の自発的訂正） 第十一条　提出した有価証券届出書又はその添付書類につき、法第七条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により訂正届出書を提出すべきものとして内閣府令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 ［一～三　略］	（有価証券届出書の自発的訂正） 第十一条　提出した有価証券届出書又はその添付書類につき、法第七条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により訂正届出書を提出すべきものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。 ［一～三　同上］
（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し） 第十一条の四　法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。 ［一・二　略］	（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し） 第十一条の四　法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。 ［一・二　同上］
（目論見書の作成を要しない新株予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項） 第十一条の五　法第十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～三　略］	（目論見書の作成を要しない新株予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項） 第十一条の五　法第十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 ［一～三　同上］

（目論見書等における不確実性のある情報等）

第十四条の二の二　法第十七条第二項、第十八条第二項及び第二十一条第三項（これらの規定を法第二十三条の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）、第二十一条の二第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）並びに第二十二条第三項（法第二十三条の十二第五項、第二十四条の四及び第二十四条の五第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）に規定する不確実性のある情報として内閣府令で定めるものは、目論見書及び縦覧書類（法第二十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項及び次項第二号において同じ。）に規定する縦覧書類をいい、法第二十五条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。）に記載された事項のうち次のいずれかに該当する情報（経理の状況に関する情報を除く。以下「将来情報等」という。）とする。

一　将来の事業活動の予測その他の将来の事象又は状況に関する情報であつて、当該目論見書の作成日又は当該縦覧書類の提出日時点においてその事象若しくは状況の発生の有無又は内容が確定していないもの

二　当該目論見書の作成日又は当該縦覧書類の提出日までに入手可

［条を加える。］

能な情報を基に合理的に見積もつた金額、数量その他の数値

三　子会社以外の第三者から取得した情報

2　法第十七条第二項、第十八条第二項、第二十一条第三項、第二十一条の二第三項及び第二十二条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次のいずれにも該当する場合とする。

一　目論見書又は縦覧書類に次に掲げる事項が記載され、かつ、その内容が真実であること。

イ　将来情報等を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程（データ・プロバイダ（業界平均値その他の統計的な数値を発行者に提供する事業者をいう。イにおいて同じ。）から入手した情報を含む場合にあつては、その旨及び当該データ・プロバイダの名称を含む。）

ロ　将来情報等の適切性（前項第三号に掲げる情報にあつては、その入手経路の適切性を含む。）を検討し、かつ、評価するための発行者における手続（当該手続について責任を有する組織の名称又は個人の役職名及びその役割を含む。）

二　縦覧書類が法第二十五条第一項第三号又は第六号に掲げる書類である場合において、これらの書類に係る確認書（訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の五の二第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項に規定する訂正確認書をいう。第十七条の十三において同じ。）を含む。）又は外国会社確認書（外国会社訂正

確認書（法第二十四条の四の三第三項（法第二十四条の五の二第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十七条の十三及び第十七条の十四において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社訂正確認書をいう。第十七条の十三及び第十七条の十四第一項において同じ。）を含む。）を提出しているときは、当該確認書又は当該外国会社確認書の内容が真実であること。

3　法第十七条第二項、第十八条第二項、第二十一条第三項、第二十一条の二第三項及び第二十二条第三項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　目論見書又は縦覧書類に記載された将来情報等と相違する事実が判明したとき。

二　目論見書又は縦覧書類に記載された将来情報等に比してより精度の高い情報を記載することができることとなつたとき。

4　第一項に規定する「経理の状況に関する情報」とは、発行者に係る法第二十六条の二に規定する財務計算に関する書類として記載された情報及び当該情報の一部を抜粋し、又は要約して記載された情報とする。

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第十四条の二の三　法第二十一条第五項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

［一・二　略］

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第十四条の二の二　法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

［一・二　同上］

2　法第二十一条第五項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する新株予約権とする。

（発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し）

第十四条の九　法第二十三条の八第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第二項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

（適格機関投資家向け勧誘に係る告知の内容等）

第十四条の十四　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

［一～四　略］

2　法第二十三条の十三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は譲渡価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計

2　法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する新株予約権とする。

（発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し）

第十四条の九　法第二十三条の八第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第五項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十四条の十四　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

［一～四　同上］

2　法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘（他の者が行つたものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又

額を合算した金額。以下この項、第十四条の十四の三第二項及び第十四条の十五第二項において同じ。）に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘（他の者が行つたものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が五億円未満となる場合とする。

（特定投資家等向け勧誘に係る告知の方法等）

第十四条の十四の二　［略］

2　法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該特定投資家等向け取得勧誘又は当該特定投資家等向け売付け勧誘等に関し法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていないこと。

二　当該特定投資家等向け取得勧誘又は当該特定投資家等向け売付け勧誘等に係る有価証券が特定投資家等向け有価証券に該当し、又は該当することとなること。

二の二　［略］

三　当該特定投資家等向け取得勧誘又は当該特定投資家等向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ⑵若しくは第二号ロ⑵若しくは定義府令第十二条第一項第一号ロ⑵ⅰ若しくはⅱ又は令第一条の八の二第一号ロ⑵若しくは第二号ロ⑵若しくは定義府令第十三条の六第一号ロ⑵に規定する条件が付されては譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

第十四条の十四の二　［同上］

2　法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に関し法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていないこと。

二　当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券が特定投資家向け有価証券に該当し、又は該当することとなること。

二の二　［同上］

三　当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ⑵若しくは第二号ロ⑵若しくは定義府令第十二条第一項第一号ロ⑵ⅰ若しくはⅱ又は令第一条の八の二第一号ロ⑵若しくは第二号ロ⑵若しくは定義府令第十三条の六第一号ロ⑵に規定する条件が付されている

いる場合には、その内容	
四　当該特定投資家等向け取得勧誘又は当該特定投資家等向け売付け勧誘等に係る有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。	
五　法第二十七条の三十一第二項の規定により当該特定投資家等向け取得勧誘若しくは当該特定投資家等向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報若しくは当該特定投資家等向け取得勧誘若しくは当該特定投資家等向け売付け勧誘等に係る有価証券について既に行われた特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）	
六　［略］	
3　法第二十三条の十三第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	
一　当該有価証券交付勧誘等に係る有価証券が特定投資家等向け有価証券に該当すること。	
二　当該特定投資家等向け有価証券に関して開示が行われている場合に該当しないこと。	
三　［略］	
四　当該特定投資家等向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。	

場合には、その内容	
四　当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。	
五　法第二十七条の三十一第二項の規定により当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報若しくは当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券について既に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）	
六　［同上］	
3　法第二十三条の十三第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。	
一　当該有価証券交付勧誘等に係る有価証券が特定投資家向け有価証券に該当すること。	
二　当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合に該当しないこと。	
三　［同上］	
四　当該特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。	

五　法第二十七条の三十一第二項の規定により当該有価証券交付勧誘等に係る有価証券について既に行われた特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六　［略］

（役員等向け勧誘に係る告知の内容等）

第十四条の十四の三　法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が役員等向け勧誘（法第二十三条の十三第四項に規定する役員等向け勧誘をいう。以下同じ。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　当該役員等向け勧誘が株券に係るものである場合　令第一条の五第一号又は第一条の八第一号に規定する契約若しくは規程の概要（これらの規定に掲げる要件に係る部分に限る。）

二　当該役員等向け勧誘が新株予約権証券に係るものである場合　令第一条の五第二号又は第一条の八第二号に規定する契約若しく

五　法第二十七条の三十一第二項の規定により当該有価証券交付勧誘等に係る有価証券について既に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六　［同上］

［条を加える。］

は規程の概要（これらの規定に掲げる要件に係る部分に限る。）

2　法第二十三条の十三第四項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該役員等向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該役員等向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた役員等向け勧誘に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が五億円未満となる場合とする。

（少人数向け勧誘に係る告知の内容等）

第十四条の十五　法第二十三条の十三第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少人数向け勧誘（法第二十三条の十三第六項に規定する少人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

［一・二　略］

2　法第二十三条の十三第六項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該少人数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該少人数向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた少人数向け勧誘（他の者が行つたものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した

（少人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十四条の十五　法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少人数向け勧誘（法第二十三条の十三第四項に規定する少人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

［一・二　同上］

2　法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める場合は、当該少人数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該少人数向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた少人数向け勧誘（他の者が行つたものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一

金額が五億円未満となる場合とする。

（有価証券報告書等の提出期限の承認の手続等）

第十五条の二　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である内国会社が同項本文に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

［一～四　略］

2　前項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

［3・4　略］

（外国会社における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第十五条の二の二　［略］

2　［略］

3　第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～五　略］

4　［略］

5　前項の規定による承認（第一項第三号に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書

億円未満となる場合とする。

（有価証券報告書等の提出期限の承認の手続等）

第十五条の二　法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である内国会社が同項本文に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

［一～四　同上］

2　前項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　同上］

［3・4　同上］

（外国会社における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第十五条の二の二　［同上］

2　［同上］

3　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～五　同上］

4　［同上］

5　前項の規定による承認（第一項第三号に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載

面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

［一・二　略］

［6・7　略］

（有価証券の所有者の数から除かれる特定投資家等の数）

第十五条の四　令第三条の六第六項第一号イ及び第二号並びに第四条の十一第五項第一号に規定する特定投資家等の数は、次に掲げる者の数を合計した数とする。

一　［略］

二　当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された法第二条第三十一項第四号に掲げる者（当該者が一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号。以下「金商業等府令」という。）第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。次号において同じ。）に関し、法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者であることを当該発行者が知つている者を除く。）の数

三　当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された者（当該者が一以上の金融商品取引業者等から金商業等府令第五十三条第一号

した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

［一・二　同上］

［6・7　同上］

（有価証券の所有者の数から除かれる特定投資家の数）

第十五条の四　令第三条の六第六項第一号及び第四条の十一第五項第一号に規定する特定投資家の数は、次の各号に掲げる者の数を合計した数とする。

一　［同上］

二　当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された法第二条第三十一項第四号に掲げる者（当該者が一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。次号において同じ。）に関し、法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者であることを当該発行者が知つている者を除く。）の数

三　当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された者（当該者が一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣

に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約に関し、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者であることを当該発行者が知っている者に限る。）の数

四　当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された法第二条第三項第一号イ⑵及び⑶に掲げる者（同号イ⑶に掲げる者にあつては、当該者がこれに該当する者であることを当該発行者が知つている者に限る。）

（有価証券の所有者の数から除かれる役員等の数）

第十五条の五　令第三条の六第六項第一号ロに規定する令第一条の五第一号又は第一条の八第一号に規定する役員等の数は、同項第一号ロに規定する株券の発行者の株主名簿に記載された役員等向け勧誘により当該株券を取得した当該役員等の数を合計した数とする。

（外国会社訂正確認書の提出要件）

第十七条の十三　法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、訂正確認書を提出しなければならない外国会社が当該訂正確認書に代えて外国会社訂正確認書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

府令第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約に関し、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者であることを当該発行者が知っている者に限る。）の数

［号を加える。］

［条を加える。］

（外国会社訂正確認書の提出要件）

第十七条の十三　法第二十四条の四の三第三項（法第二十四条の五の二第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第一項、第

（半期報告書の記載内容等）

第十八条　［略］

２　［略］

３　外国会社が提出する半期報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

［一・二　略］

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条　［略］

２　法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を

九条第一項及び第十条第一項に規定する訂正確認書をいう。以下この条において同じ。）を提出しなければならない外国会社が当該訂正確認書に代えて外国会社訂正確認書（法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社訂正確認書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（半期報告書の記載内容等）

第十八条　［同上］

２　［同上］

３　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

［一・二　同上］

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条　［同上］

２　［同上］

作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出会社が発行者である有価証券（新株予約権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。）以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。）、預託証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が五億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合（当該募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であつて、その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域において開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。）　次に掲げる事項

一　提出会社が発行者である有価証券（新株予約権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。）以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。）、預託証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合（当該募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であつて、その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域において開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。）　次に掲げる事項

［イ～ル　略］

ヲ　当該有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。以下ヲにおいて同じ。）の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てること（会社法第二百二条第一項の規定による株式の割当て及び同法第二百四十一条第一項又は第二百七十七条の規定による新株予約権の割当て（外国会社にあつては、これらに準ずるもの）並びに次の⑴から⑷までに掲げる割当てを除く。次号において「第三者割当」という。）を目的とするものである場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号様式第一部の第３に掲げる事項

⑴　一定の要件に該当する場合において、当該有価証券の募集又は売出しに係る引受人が当該有価証券と同一の種類の有価証券を当該募集又は売出しと同一の条件で売出しを行うこととされているときにおける、当該引受人に対する当該有価証券の割当て

⑵　提出会社又はその関係会社の役員等（役員又は使用人をいう。⑶及び⑷において同じ。）に対する当該提出会社が発行者である新株予約権証券に係る新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）の割当て

⑶　提出会社又はその関係会社の役員等に対する当該提出会社が発行者である株券に係る株式又は新株予約権証券に係る新株予約権（⑵に規定する新株予約権を除く。）の割当て（当

［イ～ル　同上］

ヲ　当該有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。以下ヲにおいて同じ。）の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法（会社法第二百二条第一項の規定による株式の割当て及び同法第二百四十一条第一項又は同法第二百七十七条の規定による新株予約権の割当てによる方法（外国会社にあつては、これらに準ずる方法）並びに次の⑴から⑷までに掲げる方法を除く。次号において「第三者割当」という。）により行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号様式第一部の第３に掲げる事項

⑴　一定の要件に該当する場合において、当該有価証券の募集又は売出しに係る引受人が当該有価証券と同一の種類の有価証券を当該募集又は売出しと同一の条件で売出しを行うこととされているときに、当該有価証券を当該引受人に割り当てる方法

⑵　新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）を当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行者又はその関係会社の役員、会計参与又は使用人に割り当てる方法

⑶　提出会社又は関係会社が、これらの会社の役員、会計参与又は使用人（以下⑶において「役員等」という。）から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供の対価として

該役員等の役務提供の対価又は福利厚生の増進を図るための手段として割り当てるものに限る。）

⑷　提出会社が発行者である株券を処分して得た金銭を当該提出会社又はその関係会社の役員等に交付しようとする場合（当該役員等の役務提供の対価又は福利厚生の増進を図るための手段として行う場合に限る。）における、信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む者に対する当該株券に係る株式又は当該株式を目的とする新株予約権（⑵に規定する新株予約権を除く。）の割当て

⑸　会社法第二百二条の二第一項各号（同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項を募集事項に含む株式の割当て又は同法第二百三十六条第三項各号（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項を内容とする新株予約権（⑵に規定する新株予約権を除く。）の割当て

ワ　［略］

二　募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券（役員等向け勧誘に係るものを除く。）又は本邦以外の地域において当該役員等に生ずる債権の給付と引換えに当該役員等に交付される自社株等（当該提出会社が発行者である株式又は新株予約権（⑵に規定する新株予約権を除く。）をいう。以下⑶において同じ。）を当該役員等に割り当てる方法又は当該関係会社の役員等に給付されることに伴つて当該債権が消滅する自社株等を当該関係会社の役員等に割り当てる方法

［加える。］

⑷　会社法第二百二条の二第一項各号（同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項を募集事項に含む株式を割り当てる方法又は同法第二百三十六条第三項各号（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項を内容とする新株予約権（⑵に規定する新株予約権を除く。）を割り当てる方法

ワ　［同上］

二　募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方と

いて行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、その取得に係る発行価額の総額が五億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議若しくはこれらに類する決定又は行政庁の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合にあつては、当該発行が行われた場合）　次に掲げる事項

［イ～ヘ　略］

二の二　役員等向け勧誘のうち、その勧誘の相手方、信託業を営む者又はイ⑻に規定する持株会契約に係る持株会に対して割り当てることとなる株式又は新株予約権の目的となる株式の総数が当該株式又は新株予約権を割り当てる日の属する事業年度（以下この号において対象事業年度という。）の直前事業年度の末日又は対象事業年度において株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てが提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合におけるその効力を生ずる日のうちいずれか遅い日における発行済株式（提出会社が保有する自己の株式を除く。）の総数の百分の一以上であると見込まれるものにつき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又はこれらに類する決定があつた場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　株券　次に掲げる事項

⑴　［略］

⑵　第一号ロ⑴に定める事項

する募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、その取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議若しくはこれらに類する決定又は行政庁の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合にあつては、当該発行が行われた場合）　次に掲げる事項

［イ～ヘ　同上］

二の二　法第四条第一項第一号の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる株券等（令第二条の十二第一号に規定する株券等をいう。以下この号において同じ。）又は新株予約権証券等（令第二条の十二第二号に規定する新株予約権証券等をいう。ロにおいて同じ。）の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）又は売付け勧誘等（信託を用いて交付する株券等の売付け勧誘等にあつては、当該信託の受託者が当該信託の信託財産の計算において取引所金融商品市場で買い付けた株券等のみを交付することとされているものを除く。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又はこれらに類する決定があつた場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　株券等　次に掲げる事項

⑴　［同上］

⑵　第一号ロ⑴に掲げる事項

(3) 当該役員等向け勧誘の相手方（(4)及び(5)において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の役員等（取締役、会計参与、監査役、理事若しくは監事若しくはこれらに準ずる者又は使用人をいう。(8)及びロ(4)において同じ。）である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

(5) ［略］

(6) 当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法

(7) 信託を用いて当該株券を交付する場合（(8)に規定する場合を除く。）には、次に掲げる事項

(i) 当該信託に係る契約の概要

(ii) 当該信託を用いて交付する予定の当該株券の総数又は総額

(iii) 当該信託を用いて当該株券を交付することができる者の範囲

(8) 持株会契約（提出会社又はその子会社の役員等が、当該提出会社又はその子会社の他の役員等と共同して、当該株券の買付けを一定の計画に従つて個別の投資判断に基づかずに継続的に行うことを約する契約をいう。）に基づき当該株券を交付する場合には、次に掲げる事項

(i) 当該持株会契約の概要（信託を用いて当該株券を交付するときは、当該信託に係る契約の概要を含む。）

(3) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（(4)及び(5)において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（令第二条の十二第一号に規定する取締役等をいう。(8)及びロ(4)において同じ。）である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

(5) ［同上］

(6) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

(7) 信託を用いて当該株券等を交付する場合（(8)に規定する場合を除く。）には、次に掲げる事項

(i) 当該信託の受益権の内容

(ii) 当該信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額

(iii) 当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

(8) 持株会契約（提出会社又はその子会社の取締役等が、当該提出会社又はその子会社の他の取締役等と共同して、当該株券等の買付けを一定の計画に従つて個別の投資判断に基づかずに継続的に行うことを約する契約をいう。）に基づき当該株券等を交付する場合には、次に掲げる事項

(i) 当該持株会契約の内容（信託を用いて当該株券等を交付するときは、当該信託の受益権の内容を含む。）

(ⅱ)　当該持株会契約に基づき交付する予定の当該株券の総数又は総額

(ⅲ)　当該持株会契約に基づき当該株券を交付することができる者の範囲

ロ　新株予約権証券　次に掲げる事項

[(1)・(2)　略]

(3)　当該役員等向け勧誘の相手方（(4)及び(5)において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

(4)　勧誘の相手方が提出会社の子会社の役員等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

(5)　[略]

[三～九の三　略]

九の四　提出会社において、監査公認会計士等（当該提出会社の財務計算に関する書類（法第二十六条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。）について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）若しくは監査法人（以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。）又は当該提出会社の内部統制報告書（法第二十四条の四の四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。）について、法第二

(ⅱ)　当該持株会契約に基づき交付する予定の当該株券等の総数又は総額

(ⅲ)　当該持株会契約に基づき当該株券等を交付することができる者の範囲

ロ　新株予約権証券等　次に掲げる事項

[(1)・(2)　同上]

(3)　当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（(4)及び(5)において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

(4)　勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

(5)　[同上]

[三～九の三　同上]

九の四　提出会社において、監査公認会計士等（当該提出会社の財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。）について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）若しくは監査法人（以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。）又は当該提出会社の内部統制報告書（法第二十四条の四の四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。）について、法第百九十三条の二第二項の規定により監査証明を行

十六条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人（以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。）をいう。以下この号において同じ。）の異動（財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなること若しくは財務書類監査公認会計士等でなかつた者が財務書類監査公認会計士等になること又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなること若しくは内部統制監査公認会計士等でなかつた者が内部統制監査公認会計士等になることをいい、当該提出会社が法第二十四条の四の四第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなつた場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において同じ。）が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。）　次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

九の五　提出会社において、法第二十六条の五第一項又は第六項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によりその記載対象書類（法第二十六条の四第二項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する記載対

う公認会計士若しくは監査法人（以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。）をいう。以下この号において同じ。）の異動（財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなること若しくは財務書類監査公認会計士等でなかつた者が財務書類監査公認会計士等になること又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなること若しくは内部統制監査公認会計士等でなかつた者が内部統制監査公認会計士等になることをいい、当該提出会社が法第二十四条の四の四第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなつた場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において同じ。）が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。）　次に掲げる事項

［イ～ハ　同上］

［号を加える。］

象書類をいう。以下同じ。）に記載する特定非財務情報（法第二十六条の四第二項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定非財務情報をいう。以下同じ。）について特定非財務情報監査証明（法第二条第四十六項に規定する特定非財務情報監査証明をいう。以下同じ。）を行う者の異動（当該特定非財務情報監査証明を行う者と特定非財務情報監査証明に係る契約を締結しないこと又は他の特定非財務情報監査証明を行う者と当該契約を締結することをいう。以下この号において同じ。）が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は当該特定非財務情報監査証明を行う者の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。）

次に掲げる事項

イ　当該異動に係る特定非財務情報監査証明を行う者の名称

ロ　当該異動の年月日

ハ　当該特定非財務情報監査証明を行う者と特定非財務情報監査証明に係る契約を締結しないこととなる場合には、次に掲げる事項

⑴　当該異動に係る特定非財務情報監査証明を行う者が当該特定非財務情報監査証明を行う者となつた年月日

⑵　当該異動に係る特定非財務情報監査証明を行う者が作成した特定非財務情報監査証明報告書（特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令（令和九年内閣府令第　　号）第十四

条第一項に規定する特定非財務情報監査証明報告書であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した記載対象書類に記載した特定非財務情報に係るものをいう。）に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

(i) 特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令第十五条第二項第二号に規定する除外事項を付した限定付結論又は同項第三号に規定する否定的結論

(ii) 特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令第十五条第四項第一号ロに規定する除外事項を付した限定付結論又は同号ハに規定する否定的結論

(iii) 特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令第十五条第四項第二号ロに規定する除外事項を付した限定付適正意見又は同号ハに規定する不適正意見

(iv) 特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令第十五条第四項第三号ロに規定する除外事項を付した限定付適正意見又は同号ハに規定する不適正意見

(v) 特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令第十五条第十一項の規定による結論又は意見の表明をしない旨

(3) 当該異動の決定又は当該異動に至つた理由及び経緯

(4) (3)の理由及び経緯に対する当該異動に係る特定非財務情報監査証明を行う者の意見

(5) 当該異動に係る特定非財務情報監査証明を行う者が(4)の意見を表明しない場合には、その旨及びその理由（当該提出会

社が当該異動に係る特定非財務情報監査証明を行う者に対し、当該意見の表明を求めるために講じた措置の内容を含む。）

［十～十二の五　略］

十二の六　提出会社（第二十三条第一項に規定するサステナビリティ開示基準（同条第二項の規定によりサステナビリティ開示基準とみなされる外国の基準を含む。）に従つてその記載対象書類に記載する特定非財務情報を作成している者を除く。）が本邦以外の地域において当該地域の法令又は外国金融商品取引所の規則に基づき当該地域において適用されるサステナビリティ情報（気候変動その他の事業活動上の課題であつて将来の財務又は資金調達に影響を与える可能性があるものに対応するための取組の状況及びこれに関連する指標に関する情報をいう。以下この号及び同条第一項において同じ。）の作成及び開示に関する基準に従つて作成した連結会社に係るサステナビリティ情報の公表を行なつた場合　次に掲げる事項

イ　本邦以外の地域において当該情報の公表を行なつた旨（当該基準の名称を含む。）

ロ　当該情報の公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

ハ　当該情報について特定非財務情報監査証明に相当する証明を受けている場合には、その旨及び当該証明を行つた者の氏名又は名称

［十～十二の五　同上］

［号を加える。］

［十三～二十一　略］

［3～9　略］

10　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

［一～三　略］

11　［略］

（親会社等状況報告書の記載内容等）

第十九条の五　［略］

2　法第二十四条の七第一項及び第二項（同条第六項及び法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により親会社等状況報告書を提出すべき親会社等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により親会社等状況報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

［一・二　略］

3　［略］

［条を削る。］

［十三～二十一　同上］

［3～9　同上］

10　第二項第三号に規定する特定子会社とは、次の各号に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社をいう。

［一～三　同上］

11　［同上］

（親会社等状況報告書の記載内容等）

第十九条の五　［同上］

2　法第二十四条の七第一項及び同条第二項（同条第六項及び法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により親会社等状況報告書を提出すべき親会社等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により親会社等状況報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

［一・二　同上］

3　［同上］

（サステナビリティ情報の記載方法）

第十九条の九　法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者（金融庁長官が指定する取引所金融商品市場に上場されている株券等の発行者に限る。）であつて、平均時価総額が一兆円以上である者は、有価証券届出書又は法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書（以下この条において「有価証券届出書等」という。）の

記載事項のうちサステナビリティ関連記載事項については、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従つて、これを記載しなければならない。当該サステナビリティ関連記載事項を訂正する場合における訂正届出書又は訂正報告書についても、同様とする。

2　前項に規定する者以外の者は、有価証券届出書等（同項後段の規定による訂正届出書又は訂正報告書を含む。）の記載事項のうちサステナビリティ関連記載事項については、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従つて、これを記載することができる。

3　第一項の「平均時価総額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　有価証券届出書等を提出しようとする日が上場日（第一項に規定する発行者の発行する株券等が、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。次号において同じ。）以後五事業年度（有価証券届出書等を提出しようとする日の属する事業年度の直前事業年度（以下この項において「直前事業年度」という。）を除く。）の末日を経過している場合　直前事業年度の前事業年度の末日及び当該前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度の全ての末日における株券等の時価総額（取引所金融商品市場（法第二条第三十二項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。）における時価総額をいう。同号において同じ。）の合計を五で除して得た額

二　前号に掲げる場合以外の場合　上場日以後に経過した事業年度（直前事業年度を除く。）の全ての末日における株券等の時価総額の合計を当該経過した事業年度の全ての末日の数で除して得た額

4　第一項及び第二項の「サステナビリティ関連記載事項」とは、次に掲げる事項をいう。

一　有価証券届出書等の記載事項のうち「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目に記載すべき事項（この府令の様式に定めるものに限り、当該事項の全部又は一部を他の項目において記載する場合を含む。）

二　前号に掲げる事項を訂正する場合における訂正届出書又は訂正報告書のうち当該事項を訂正する部分

5　サステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行つたサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当なサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの（次項において「サステナビリティ開示基準」という。）は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に該当するものとする。

一　利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

（有価証券通知書等の提出先） 第二十条　有価証券通知書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録	二　特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること。 三　高い専門的見地からサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準を作成する能力を有する者による合議制の機関（以下この項において「基準委員会」という。）を設けていること。 四　基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。 五　基準委員会がサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準について上場会社等（法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者をいう。以下この号において同じ。）を取り巻く経営環境及び上場会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的な整合性の確保の観点から継続して検討を加えるものであること。 6　外国の者である場合における第一項又は第二項の規定の適用については、金融庁長官が認める場合には、次に掲げる外国の基準を第一項に規定する一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準とみなすことができる。 一　サステナビリティ開示基準と整合的な基準 二　国際サステナビリティ開示基準（国際財務報告基準財団により公表されるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準をいう。）及びこれと整合的な基準
（有価証券通知書等の提出先） 第二十条　有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び	

取下届出書、発行登録追補書類、発行登録通知書、有価証券報告書、確認書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、第十五条の三第一項の規定による承認申請書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（親会社等状況報告書及びその添付書類に係るものを除く。）、法第二十五条の二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による申請に係る書類及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出しなければならない。

［一・二　略］

2　［略］

3　親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（親会社等状況報告書及びその添付書類に係るものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。以下同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、確認書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、第十五条の三第一項の規定による承認申請書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出しなければならない。

［一・二　同上］

2　［同上］

3　親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第十号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。以下同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

4　前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長等に提出しなければならない。ただし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項及び第二十四条の七第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第二項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、訂正報告書若しくは訂正確認書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第二十一条　法第二十五条第一項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局（以下この条及び第二十二条の三第二項において「財務局等」という。）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

［一・二　略］

2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号

4　前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長等に提出しなければならない。ただし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項及び第二十四条の七第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第二項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、訂正報告書若しくは訂正確認書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第二十一条　法第二十五条第一項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局（以下この条において「財務局等」という。）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

［一・二　同上］

2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号

に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、財務局長等は、当該所有者の住所のうち、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条第四項及び第二十二条の二第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該財務局長等に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行つたときは、この限りでない。

第二十二条の二　［略］

（通知書の公衆縦覧）

第二十二条の三　法第二十五条の二第一項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の募集又は売出しのうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額が一億円以上五億円未満となる場合における当該募集又は売出し

二　募集又は売出しに係る有価証券が新株予約権証券である場合で、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上五億円未満となる場合におけ

に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、財務局長等は、当該所有者の住所のうち、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該財務局長等に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行つたときは、この限りでない。

第二十三条　［同上］

［条を加える。］

る当該募集又は売出し

三　募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号ニに掲げる有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。）の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上五億円未満となる場合における当該募集又は売出し

四　募集（令第一条の六に定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上五億円未満となる場合における当該募集

五　売出し（令第一条の八の三に定める要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上五億円未満となる場合における当該売出し

六　同一の種類の有価証券でその発行価額又は売出価額の総額が一

億円未満である二組以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、これらの募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額の合計額が一億円以上五億円未満となる場合におけるそれぞれの募集又は売出し

七　第一号又は第三号に掲げる募集又は売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出し

2　法第二十五条の二第一項に規定する通知書（第四条第二項各号又は第十四条の十一第二項各号に定める書類を含む。）は、関東財務局及び当該通知書の提出会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局等（提出会社が内国会社である場合に限る。）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

［条を加える。］

（特定非財務情報の記載方法等）

第二十三条　法第二十六条の四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、サステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件の全てを満たすものが公正かつ適正な手続の下に作成及び公表を行つた基準であつて、一般に公正妥当であると認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの（以下この条において「サステナビリティ開示基準」という。）とする。

一　利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

二　特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること。

三　高い専門的見地からサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準を作成する能力を有する者による合議制の機関（以下この項において「基準委員会」という。）を設けていること。

四　基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。

五　基準委員会がサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準について上場会社等（法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者をいう。以下この号において同じ。）を取り巻く経営環境及び上場会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的な整合性の確保の観点から継続して検討を加えるものであること。

2　法第二十六条の四第一項に規定する者が外国の者である場合における同項の規定の適用については、金融庁長官が認める場合には、次に掲げる外国の基準をサステナビリティ開示基準とみなす。

一　サステナビリティ開示基準と整合的な基準

二　国際サステナビリティ開示基準（国際財務報告基準財団により公表されるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準をいう。）及びこれと整合的な基準

3　法第二十六条の四第一項に規定する者以外の者は、記載対象書類に記載する特定非財務情報については、内国会社にあつてはサステナビリティ開示基準、外国会社にあつてはサステナビリティ開示基準又は前項各号に掲げる基準に従つて、これを作成することができ

る。

4　法第二十六条の四第二項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項をいう。

一　有価証券届出書又は法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書の記載事項のうち「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目に記載すべき事項（この府令の様式に定めるものに限り、当該事項の全部又は一部を他の項目において記載する場合を含む。）

二　前号に掲げる事項を訂正する場合における訂正届出書又は訂正報告書のうち当該事項を訂正する部分

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条の二　［略］

2　［略］

3　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

三　前項第一号ニに掲げる方法にあつては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記載した書面を目論見書被提供者に交付し、又は当該情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

［四・五　略］

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条の二　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一・二　同上］

三　前項第一号ニに掲げる方法にあつては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

［四・五　同上］

［4～6　略］

（法第二十三条の十三第二項、第五項又は第七項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条の三　法第二十七条の三十の九第二項において有価証券に係る法第二十三条の十三第二項、第五項又は第七項の規定により交付しなければならない書面（以下この条において「対象書面」という。）について法第二十七条の三十の九第一項の規定を準用する場合における同項に規定する内閣府令で定める場合は、対象書面に記載された事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者（以下この条において「文書交付者」という。）が、第五項で定めるところにより、あらかじめ、記載事項の提供を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合とする。

一　［略］

二　文書被交付者から対象書面を交付するよう請求があるときはこれを交付する旨を文書被交付者に告知していること。

2　法第二十七条の三十の九第二項において有価証券に係る対象書面について同条第一項の規定を準用する場合における同項に規定する

［4～6　同上］

（法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条の三　法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載された事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者（以下この条において「文書交付者」という。）が、第五項で定めるところにより、あらかじめ、記載事項の提供を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合とする。

一　［同上］

二　文書被交付者から法第二十七条の三十の九第二項に規定する書面を交付するよう請求があるときはこれを交付する旨を文書被交付者に告知していること。

2　法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからハまでのいずれかに掲げるもの

イ　文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意をし、又は対象書面を交付するよう請求をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意をし、又は対象書面を交付するよう請求をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　法第二十三条の十三第五項の規定により交付しなければならない書面に係る記載事項を社内情報共有システム（文書交付者が管理するものであつて、文書被交付者の業務の用に供されるものをいう。）に記録し、文書被交付者の閲覧に供する方法

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意をし、又は法第二十七条の三十の九第二項に規定する書面を交付するよう請求をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意をし、又は法第二十七条の三十の九第二項に規定する書面を交付するよう請求をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

［号の細分を加える。］

二　［略］	二　［同上］
［3～5　略］	［3～5　同上］
6　第一項第一号の規定による同意を得、又は同項第二号の規定による告知をした文書交付者は、当該文書被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により対象書面を交付するよう請求があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が当該請求をした後に同項第一号の規定による同意をした場合は、この限りでない。	6　第一項第一号の規定による同意を得、又は同項第二号の規定による告知をした文書交付者は、当該文書被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により法第二十七条の三十の九第二項に規定する書面を交付するよう請求があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が当該請求をした後に第一項第一号の規定による同意をした場合は、この限りでない。
（企業内容等の開示に関する権限の関東財務局長への委任） 第二十五条　令第三十九条第一項各号及び第四項各号に掲げる権限（有価証券に係るものに限る。）に係る同条第一項及び第四項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	（企業内容等の開示に関する権限の関東財務局長への委任） 第二十五条　令第三十九条第二項各号及び第五項各号に掲げる権限（有価証券に係るものに限る。）に係る同条第二項及び第五項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。
2　［略］	2　［同上］

第一号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券通知書
【根拠条文】	企業内容等の開示に関する内閣府令第　条
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	

［１～４　略］

(記載上の注意)

［(1)～(3)　略］

(4)　新規発行（売出）有価証券

a　募集又は売出しをしようとする有価証券で発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が５億円未満であるものについて記載すること。

［ｂ～ｍ　略］

［(5)～(8)　略］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)	
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)	
【安定操作に関する事項】(6)	

第一号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券通知書
【根拠条文】	企業内容等の開示に関する内閣府令第　条
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	

［１～４　同左］

(記載上の注意)

［(1)～(3)　同左］

(4)　［同左］

a　募集又は売出しをしようとする有価証券で発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が１億円未満であるものについて記載すること。

［ｂ～ｍ　同左］

［(5)～(8)　同左］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)	
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)	
【安定操作に関する事項】(6)	

【縦覧に供する場所】(7)　　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］

(記載上の注意)

(1)　一般的事項

［ａ～ｊ　略］

ｋ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は届出書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第14条の２の２第２項第１号イ及びロに掲げる事項

(d)　第14条の２の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［(2)～(10)　略］

(11)　株式の引受け

［ａ～ｃ　略］

ｄ　この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第31条の４第３項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（法第31条の４第４項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

［(a)～(c)　略］

［(12)～(23)　略］

(23－２)　第三者割当の場合の特記事項

第三者割当（第19条第２項第１号ヲに規定する第三者割当をいう。以下この様式において同じ。）の方法により、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下この様式において「株券等」という。）の募集又は売出しを行う場合に記載すること。ただし、提出会社又はその関係会社の役員等（同号ヲ(2)に規定する役員等をいう。）であった者に対し、これらの者からその在職中に受けた役務の提供の対価又は福利厚生の増進を図るための手段として交付される当該提出会社が発行者である株券又は新株予約権証券の募集又は売出しを行う場合（同号ヲ(2)又は(3)に掲げる方法に準じて行う場合に限る。）は、この限りでない。なお、一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる株券等の募集又は売出しのうち、その発行の態様から、当該株券等を特定の株主が取得するものと考えられるもの（例えば、特定の株主のみが当該株券等の募集又は売出しに応じることになると考えられる発行価格その他の条件を設定しようとするもの）を行う場合には、当該募集又は売出しを第三者割当の方法により行うものとみなして記載すること。

［(23－３)～(24)　略］

【縦覧に供する場所】(7)　　名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］

(記載上の注意)

(1)　［同左］

［ａ～ｊ　同左］

ｋ　「第二部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第４　提出会社の状況」の「５　従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

［(2)～(10)　同左］

(11)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第31条の４第３項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（法第31条の４第４項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

［(a)～(c)　同左］

［(12)～(23)　同左］

(23－２)　第三者割当の場合の特記事項

第三者割当（第19条第２項第１号ヲに規定する第三者割当をいう。以下この様式において同じ。）の方法により、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下この様式において「株券等」という。）の募集又は売出しを行う場合に記載すること。ただし、提出会社又は関係会社の役員（第２条の７第１項第１号に規定する役員をいう。）、会計参与又は使用人であった者に対し、これらの者からその在職中に受けた役務の提供の対価として交付される当該提出会社が発行者である株券又は新株予約権証券の募集又は売出しを行う場合（第19条第２項第１号ヲ(2)又は(3)に掲げる方法に準じて行う場合に限る。）は、この限りでない。なお、一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる株券等の募集又は売出しのうち、その発行の態様から、当該株券等を特定の株主が取得するものと考えられるもの（例えば、特定の株主のみが当該株券等の募集又は売出しに応じることになると考えられる発行価格その他の条件を設定しようとするもの）を行う場合には、当該募集又は売出しを第三者割当の方法により行うものとみなして記載すること。

［(23－３)～(24)　同左］

㉕　主要な経営指標等の推移

［ａ～ｆ　略］

ｇ　提出会社の株価の推移について、次のとおり記載すること。ただし、相互会社にあっては、記載を要しない。

(a)　［略］

(b)　株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な一の金融商品取引所の相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。

なお、二以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。

［(c)・(d)　略］

ｈ　提出会社が令第５条の５に規定する金融庁長官が指定する取引所金融商品市場に上場されている同条各号に掲げるいずれかの有価証券（法第２条第１項第17号に掲げる有価証券に該当するものを除く。ｈにおいて同じ。）の発行者である場合には、最近６事業年度の各事業年度の末日における当該有価証券の市場価額の総額（特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令第３条第１号に規定する市場価額の総額をいう。）及び平均時価総額（令第５条の５に規定する平均時価総額をいう。）を注記すること。

［㉖～㉘　略］

㉙　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

ａ　最近日現在における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下㉙、㉚ｂ及びｃ、㉛ａ、㉝ａ、㊲、㊺ｄ(f)及びｅ(d)並びに（58－２）において同じ。）の経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。記載に当たっては、連結会社の経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、㉗ａの規定により記載した事業の内容と関連付けて記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載すること。

ｂ　［略］

㉚　サステナビリティに関する考え方及び取組

ａ　法第26条の４第１項の規定又は第23条第３項の規定の適用を受ける者は、冒頭に、次に掲げる事項を記載した上で、サステナビリティ開示基準（同条第１項に規定するサステナビリティ開示基準をいう。以下㉚において同じ。）により開示することとされている事項を記載すること。

(a)　［略］

(b)　法第26条の４第１項の規定又は第23条第３項の規定のいずれの適用を受けるものかの別

(c)　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和９年政令第　　号）第９条第２項又は企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和９年内閣府令第　　号）附則第　条第　項の規定の適用を受けている場合には、その旨及び最近事業年度の翌事業年度に係る半期報告書の提出期限までにサステナビリティ開示基準により開示することとされている事項を記載した訂正届出書を提出する旨

(d)　［略］

(e)　この届出書に記載した特定非財務情報について特定非財務情報監査証明を受けたときは、法第26条の５第１項又は第６項（これらの規定を法第27条において準用する場合を含む。）のいずれの規定の適用を受けるものかの別及び当該特定非財務情報監査証明を行った者の名称のほか、当該特定

㉕　［同左］

［ａ～ｆ　同左］

ｇ　［同左］

(a)　［同左］

(b)　株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な１金融商品取引所の相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。

なお、二以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。

［(c)・(d)　同左］

ｈ　提出会社が第19条の９第１項に規定する取引所金融商品市場に上場されている株券等（第９条第１号に規定する株券等をいう。ｈにおいて同じ。）の発行者である場合には、最近６事業年度の各事業年度の末日における株券等の時価総額（第19条の９第３項第１号に規定する時価総額をいう。）及び平均時価総額（同項に規定する平均時価総額をいう。）を注記すること。

［㉖～㉘　同左］

㉙　［同左］

ａ　最近日現在における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下㉙、㉚ｂ及びｃ、㉛ａ、㉝ａ、㊲、㊺ｄ(f)並びに（58－２）において同じ。）の経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。記載に当たっては、連結会社の経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、㉗ａの規定により記載した事業の内容と関連付けて記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載すること。

ｂ　［同左］

㉚　［同左］

ａ　第19条の９第１項又は第２項の規定の適用を受ける者は、冒頭に、次に掲げる事項を記載した上で、サステナビリティ開示基準（同条第５項に規定するサステナビリティ開示基準をいう。以下㉚において同じ。）により開示することとされている事項を記載すること。

(a)　［同左］

(b)　第19条の９第１項又は第２項のいずれの規定の適用を受けるものかの別

(c)　企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和８年内閣府令第５号）附則第２条第２項の規定の適用を受けている場合には、その旨及び最近事業年度の次の事業年度に係る半期報告書の提出期限までにサステナビリティ開示基準により開示することとされている事項を記載した訂正届出書を提出する旨

(d)　［同左］

［加える。］

非財務情報監査証明を受けている箇所を具体的に記載するとともに、特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令第14条第１項に規定する特定非財務情報監査証明報告書を添付すること。

(f) この届出書に記載した特定非財務情報について特定非財務情報監査証明に類する証明を受けたときは、その旨、当該証明を行った者の名称又は氏名及び法第26条の６の規定による特定非財務情報監査証明業の登録の有無、当該証明を行った者が当該証明を行うに当たり準拠した基準の名称並びに当該証明の結論又は意見を記載するとともに、当該証明を受けている箇所を具体的に記載すること。

(g) ［略］

［ｂ・ｃ　略］

［削る。］

［加える。］

(d) ［同左］

［ｂ・ｃ　同左］

ｄ　スコープ３温室効果ガス排出（バリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出（第三者から購入又は取得した上で消費する電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出を除く。）をいう。）に関する定量情報（以下ｄにおいて「スコープ３定量情報」という。）を記載する場合にあっては、スコープ３定量情報に係る(1)ｋ(b)から(d)までに掲げる事項を記載すること。

［(31)～(41)　略］

［(31)～(41)　同左］

(42) 発行済株式総数、資本金等の推移

ａ　［略］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

役員等向け勧誘のうち令第１条の５第１号ロ又は第１条の８第１号ロに掲げる要件を満たすものに係る株式の割当て（信託業を営む者に対する株式の割当てを除く。ｂにおいて「事後交付型株式の割当て」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式の割当てによるものである旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

ｃ　［略］

［同左］

(43) ［略］

［同左］

(44) 大株主の状況

［ａ～ｄ　略］

［同左］

ｅ　会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第27条の30の７の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第５項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

ｅ　会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第27条の30の７の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第４項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

［㈣～㈤　略］

㈥　監査の状況

［ａ～ｃ　略］

ｄ　会計監査の状況について、次のとおり記載すること。

［(a)～(c)　略］

(d)　最近２連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近２事業年度等）において監査公認会計士等の異動（第19条第２項第９号の４に規定する異動をいう。(d)において同じ。）があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ(2)から(6)までに掲げる事項については、その概要）も記載すること。

(e)　［略］

(f)　監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

ⅰ　最近２連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近２事業年度。以下この様式において同じ。）において、提出会社及びその連結子会社がそれぞれ監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務（公認会計士法第２条第１項に規定する業務をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）に基づく報酬とそれ以外の業務（(f)及び第二号の五様式において「非監査業務」という。）に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

ⅱ　最近２連結会計年度において、提出会社及びその連結子会社がそれぞれ監査公認会計士等と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどして２以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。）を含めて構成される組織をいう。ⅶ及びｅ(d)において同じ。）に属する者に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載すること（ただし、ⅰの規定により記載する報酬の内容及び連結会社の監査報酬等の内容として重要性の乏しい報酬の内容を除く。）。この場合において、非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

［ⅲ～ⅴ　略］

ⅵ　最近２連結会計年度のそれぞれにおける監査公認会計士等から特定非財務情報監査証明（提出会社が提出した記載対象書類に記載された特定非財務情報に係るものに限る。ⅶ及びｅにおいて「提出会社に係る特定非財務情報監査証明」という。）を受けた場合におけるⅰの規定の適用については、ⅰ中「とそれ以外の業務（(f)及び第二号の五様式において「非監査業務」という。）に基づく報酬」とあるのは「、特定非財務情報監査証明に基づく報酬と監査証明業務及び特定非財務情報監査証明以外の業務（以下ⅰにおいて「その他業務」という。）に基づく報酬」と、「非監査業務に」とあるのは「その他業務に」と、「当該非監査業務」とあるのは「当該その他業務」とする。

ⅶ　最近２連結会計年度のそれぞれにおける監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者から提出会社に係る特定非財務情報監査証明を受けた場合におけるⅱの規定の適用については、ⅱ中「と非監査業務」とあるのは「、特定非財務情報監査証明に基づく報酬と監査証明業務及び特定非財務情報監査証明以外の業務（以下ⅱにおいて「その他業務」という。）」と、「監査報酬

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

［㈣～㈤　同左］

㈥　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　［同左］

［(a)～(c)　同左］

(d)　最近２連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近２事業年度等）において監査公認会計士等の異動（第19条第２項第９号の４に規定する異動をいう。以下この様式において同じ。）があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ(2)から(6)までに掲げる事項については、その概要）も記載すること。

(e)　［同左］

(f)　［同左］

ⅰ　最近２連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近２事業年度。以下この様式において同じ。）において、提出会社及び提出会社の連結子会社がそれぞれ監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務（公認会計士法第２条第１項に規定する業務をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）に基づく報酬とそれ以外の業務（以下ⅰ、ⅱ及び第二号の五様式において「非監査業務」という。）に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

ⅱ　最近２連結会計年度において、提出会社及び提出会社の連結子会社がそれぞれ監査公認会計士等と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどして２以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。）を含めて構成される組織をいう。）に属する者に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載すること（ただし、ⅰの規定により記載する報酬の内容及び連結会社の監査報酬等の内容として重要性の乏しい報酬の内容を除く。）。この場合において、非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

［ⅲ～ⅴ　同左］

［加える。］

［加える。］

等」とあるのは「これらの業務」と、「、非監査業務」とあるのは「、その他業務」と、「当該非監査業務」とあるのは「当該その他業務」とする。

e　提出会社に係る特定非財務情報監査証明の状況について、次のとおり記載すること。

(a)　提出会社に係る特定非財務情報監査証明を行った者に係る次に掲げる事項を記載すること。

i　名称

ii　連続して提出会社に係る特定非財務情報監査証明を行っている場合におけるその期間

iii　業務執行担当者（法第26条の７第１項第４号に規定する業務執行担当者をいう。）の氏名

iv　提出会社に係る特定非財務情報監査証明に関与した補助者の構成

(b)　当該提出会社に係る特定非財務監査証明を行った者を選定した理由について、選定するに当たって考慮するものとしている方針を含めて具体的に記載すること。

(c)　最近２連結会計年度において提出会社に係る特定非財務情報監査証明を行った者の異動（第19条第２項第９号の５に規定する異動をいう。(c)において同じ。）があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ(2)から(5)までに掲げる事項については、その概要）も記載すること。

(d)　最近２連結会計年度のそれぞれにおいて監査公認会計士等及び監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者以外の者から提出会社に係る特定非財務情報監査証明を受けた場合には、提出会社に係る特定非財務情報監査証明に係る報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

i　最近２連結会計年度において、提出会社及びその連結子会社がそれぞれ当該提出会社に係る特定非財務情報監査証明を行った者に対して支払った、又は支払うべき報酬について、特定非財務情報監査証明に基づく報酬とそれ以外の業務（以下ｉ及びⅱにおいて「その他業務」という。）に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、その他業務に基づく報酬を記載したときは、当該その他業務の内容を記載すること。

ii　最近２連結会計年度において、提出会社及びその連結子会社がそれぞれ当該提出会社に係る特定非財務情報監査証明を行った者と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどして２以上の国において特定非財務情報監査証明業（法第２条第47項に規定する特定非財務情報監査証明業をいい、外国の法令に基づくこれに相当する業務を含む。）を行う者を含めて構成される組織をいう。）に属する者に対して支払った、又は支払うべき報酬について、特定非財務情報監査証明に基づく報酬とその他業務に基づく報酬に区分して記載すること（ただし、ｉの規定により記載する報酬の内容並びに連結会社に係る特定非財務情報監査証明及びその他業務に基づく報酬の内容として重要性の乏しい報酬の内容を除く。）。この場合において、その他業務に基づく報酬を記載したときは、当該その他業務の内容を記載すること。

iii　ｉ及びⅱの規定により記載する報酬の内容のほか、最近２連結会計年度において、連結会社に係る特定非財務情報監査証明の報酬として重要な報酬がある場合には、その内容について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

iv　提出会社に係る特定非財務情報監査証明を行う者に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載すること。

(57)　［略］

(58)　株式の保有状況

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の株式の保有状況について、次のとおり記載すること。

［ａ・ｂ　略］

ｃ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を非上場株式（法第24条第１項第１号又は第２号に掲げる有価証券に該当する株券及び外国金融商品取引所に上場されている株券その他これに準ずる

［加える。］

(57)　［同左］

(58)　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を非上場株式（法第24条第１項第１号又は第２号に掲げる有価証券に該当する株券及び外国の金融商品取引所（令第２条の12の３第４号ロに規定する

有価証券に係る株式以外の株式をいう。ｄ及びｅにおいて同じ。）とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに、次に掲げる事項を記載すること。

［(a)・(b)　略］

［ｄ～ｇ　略］

(58－２)　人材戦略に関する基本方針等

ａ　［略］

ｂ　連結会社の従業員（連結会社の事業活動の特性上、臨時従業員が果たす役割が重要である場合には、臨時従業員を含む。）の給与（賞与を含む。）その他の給付の額及び内容の決定に関する方針について、具体的に記載すること。

なお、当該方針は、提出会社（提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合にあっては、提出会社及び最大人員会社（提出会社の連結子会社（外国の会社を除く。以下ｂにおいて同じ。）のうち最近事業年度における従業員数（就業人員数をいう。以下ｂ及び(58－３)において同じ。）が最も多い会社（当該会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、連結子会社のうちその次に従業員数が多い会社を含む。）をいう。(58－３)ｄにおいて同じ。）。(58－３)ｅ及びｆにおいて同じ。）に係るものに限ることができる。

ｃ　［略］

［(58－３)～(65)　略］

(66)　その他

［ａ・ｂ　略］

ｃ　提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合には、最近連結会計年度における中間連結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額並びに最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

［(a)～(e)　略］

(f)　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条第５項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額をいう。）

(g)　［略］

ｄ　［略］

［(67)～(73)　略］

(74)　その他

［ａ～ｃ　略］

ｄ　提出会社が、法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額並びに最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。

［(a)～(e)　略］

(f)　当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の５第３項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(g)　［略］

外国の金融商品取引所をいう。）に上場されている株券その他これに準ずる有価証券に係る株式以外の株式をいう。ｄ及びｅにおいて同じ。）とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに、次に掲げる事項を記載すること。

［(a)・(b)　同左］

［ｄ～ｇ　同左］

(58－２)　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　連結会社の従業員（連結会社の事業活動の特性上、臨時従業員が果たす役割が重要である場合には、臨時従業員を含む。）の給与（賞与を含む。）その他の給付の額及び内容の決定に関する方針について、具体的に記載すること。

なお、当該方針は、提出会社（提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合にあっては、提出会社及び最大人員会社（提出会社の連結子会社（外国の会社を除く。以下ｂにおいて同じ。）のうち最近事業年度における従業員数（就業人員数をいう。以下ｂ及び(58－３)において同じ。）が最も多い会社（当該会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、連結子会社のうちその次に従業員数が多い会社を含む。）をいう。(58－３)ｄにおいて同じ。））に係るものに限ることができる。

ｃ　［同左］

［(58－３)～(65)　同左］

(66)　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合には、最近連結会計年度における中間連結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

［(a)～(e)　同左］

(f)　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条第４項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額をいう。）

(g)　［同左］

ｄ　［同左］

［(67)～(73)　同左］

(74)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　提出会社が、法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。

［(a)～(e)　同左］

(f)　当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の５第２項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(g)　［同左］

e　［略］

［㉕～㉘　略］

㉙　学校法人等の特例

a　［略］

b　提出者が、学校法人等である場合には、「第二部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目において、当該学校法人等の基本金（学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第12条に規定する基本金をいう。）について同令第13条第１項各号に掲げる各金額ごとに、前会計年度末残高、会計年度中の変動額（増減）及び当会計年度末残高並びに対象資産及びその組み入れ目的などを具体的に記載すること。当該記載に当たっては投資者に誤解を生じさせることとならないように特に注意しなければならない。

［削る。］

［削る。］

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	
【安定操作に関する事項】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第六部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

⑴　［略］

⑵　追完情報

［ａ・ｂ　略］

e　［同左］

［㉕～㉘　同左］

㉙　［同左］

a　［同左］

b　提出者が、学校法人等である場合には、「第二部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目において、当該学校法人等の基本金（学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第29条に規定する基本金をいう。）について同令第30条第１項各号に掲げる各金額ごとに、前会計年度末残高、会計年度中の変動額（増減）及び当会計年度末残高並びに対象資産及びその組み入れ目的などを具体的に記載すること。当該記載に当たっては投資者に誤解を生じさせることとならないように特に注意しなければならない。

c　提出者が、学校法人等である場合には、「第二部　企業情報」の「第５　経理の状況」の記載に当たっては、平成19年９月30日前に終了する連結会計年度又は事業年度に係る連結財務諸表又は財務諸表について、記載しないことができる。

d　提出者が、学校法人等である場合には、「第四部　特別情報」の「第１　最近の財務諸表」の記載に当たっては、平成19年９月30日前に終了する事業年度に係る財務諸表について、記載しないことができる。

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	
【安定操作に関する事項】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第六部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

c　最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来情報等が記載されている場合において当該将来情報等につき第14条の２の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときはその旨及びその概要を記載すること。

［ｄ～ｇ　略］

［(3)・(4)　略］

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　　年　月　日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

［第一部～第五部　略］

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1)　［略］

(2)　参照情報

［ａ～ｃ　略］

ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来情報等が記載されている場合において当該将来情報等につき第14条の２の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときはその旨及びその概要を記載すること。

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

c　最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

［ｄ～ｇ　同左］

［(3)・(4)　同左］

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　　年　月　日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

［第一部～第五部　同左］

(記載上の注意)

［同左］

(1)　［同左］

(2)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【縦覧に供する場所】　　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

なお、第９条第９号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の表紙に付記すること。

［(1)～(5)　略］

(6)　株式の引受け

［ａ～ｃ　略］

ｄ　この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第31条の４第３項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（法第31条の４第４項に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。(a)において同じ。）とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

［(a)～(c)　略］

［(7)～(10)　略］

(11)　主要な経営指標等の推移

ａ　［略］

ｂ　提出会社の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、10事業年度。以下ｂにおいて同じ。）（会社設立後５事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近５事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、最近２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、４事業年度）以外のものについては、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができることとし、(q)から(t)までに掲げるものは、キャッシュ・フロー計算書を作成していない事業年度については記載を要しない。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第26条の３第１項（法第27条において準用

【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【縦覧に供する場所】　　名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

［(1)～(5)　同左］

(6)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第31条の４第３項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（法第31条の４第４項に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。(a)において同じ。）とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

［(a)～(c)　同左］

［(7)～(10)　同左］

(11)　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　提出会社の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、10事業年度。以下ｂにおいて同じ。）（会社設立後５事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近５事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、最近２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、４事業年度）以外のものについては、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができることとし、(q)から(t)までに掲げるものは、キャッシュ・フロー計算書を作成していない事業年度については記載を要しない。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の２第１項の規定による監査証明

する場合を含む。）の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

［(a)～(u)　略］

［ｃ～ｅ　略］

［⑿～⒂　略］

⒃　その他

［ａ・ｂ　略］

ｃ　提出会社が、最近連結会計年度において法第 24 条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合には、最近連結会計年度における中間連結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額並びに最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

［(a)～(e)　略］

(f)　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額（連結財務諸表規則第 65 条第５項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額をいう。）

(g)　［略］

ｄ　［略］

［⒄～⒇　略］

⑵　その他

［ａ～ｃ　略］

ｄ　提出会社が、法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額並びに最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。

［(a)～(e)　略］

(f)　当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第 95 条の５第３項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(g)　［略］

ｅ　［略］

［⑿・⒀　略］

⒁　特別利害関係者等の株式等の移動状況

［ａ～ｃ　略］

ｄ　個人所有者の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。⒂ｂ(c)及び⒃ｃにおいて同じ。）までを記載しても差し支えない。なお、個人所有者（大株主等を除く。）が次のいずれかに該当する場合には、当該個人所有者については記載を要しない。

(a)　提出会社又は関係会社の役員（第２条の７第１項第２号に規定する役員をいう。⒂ｂ(c)並びに⒃ｃ及びｆ(b)において同じ。）又はこれらの者であった者

(b)　［略］

［ｅ～ｊ　略］

⒂　第三者割当等の概況

ａ　［略］

ｂ　取得者の概況

を受けていない旨を欄外に注記すること。

［(a)～(u)　同左］

［ｃ～ｅ　同左］

［⑿～⒂　同左］

⒃　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　提出会社が、最近連結会計年度において法第 24 条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合には、最近連結会計年度における中間連結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

［(a)～(e)　同左］

(f)　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額（連結財務諸表規則第 65 条第４項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額をいう。）

(g)　［同左］

ｄ　［同左］

［⒄～⒇　同左］

⑵　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　提出会社が、法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。

［(a)～(e)　同左］

(f)　当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第 95 条の５第２項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(g)　［同左］

ｅ　［同左］

［⑿・⒀　同左］

⒁　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　個人所有者の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。⒂ｂ(c)及び⒃ｃにおいて同じ。）までを記載しても差し支えない。なお、個人所有者（大株主等を除く。）が次のいずれかに該当する場合には、当該個人所有者については記載を要しない。

(a)　提出会社又は関係会社の役員（第２条の７第１項第１号に規定する役員をいう。⒂ｂ(c)並びに⒃ｃ及びｆ(b)において同じ。）若しくは会計参与又はこれらの者であった者

(b)　［同左］

［ｅ～ｊ　同左］

⒂　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　取得者の概況

［(a)・(b)　略］

(c)　個人所有者の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。なお、個人所有者（大株主等を除く。）が提出会社又は関係会社の役員又はこれらの者であった者である場合には、当該個人所有者については記載を要しない。

(d)　［略］

c　［略］

㉖　株主の状況

［a・b　略］

c　個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。なお、個人株主（大株主等を除く。）が提出会社又は関係会社の役員又はこれらの者であった者である場合には、当該株主については記載を要しない。

［d・e　略］

f　［略］

(a)　［略］

(b)　提出会社又は関係会社の役員であった者

(c)　［略］

g　［略］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　　年　月　日

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)

【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)

【安定操作に関する事項】(6)

【縦覧に供する場所】(7)　名称

（所在地）

［第一部～第六部　略］

(記載上の注意)

［(a)・(b)　同左］

(c)　個人所有者の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。なお、個人所有者（大株主等を除く。）が提出会社又は関係会社の役員若しくは会計参与又はこれらの者であった者である場合には、当該個人所有者については記載を要しない。

(d)　［同左］

c　［同左］

㉖　［同左］

［a・b　同左］

c　個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。なお、個人株主（大株主等を除く。）が提出会社又は関係会社の役員若しくは会計参与又はこれらの者であった者である場合には、当該株主については記載を要しない。

［d・e　同左］

f　［同左］

(a)　［同左］

(b)　提出会社又は関係会社の役員又は会計参与であった者

(c)　［同左］

g　［同左］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　　年　月　日

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)

【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)

【安定操作に関する事項】(6)

【縦覧に供する場所】(7)　名称

（所在地）

［第一部～第六部　同左］

(記載上の注意)

⑴　一般的事項

［ａ～ｈ　略］

ｉ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は届出書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第14条の２の２第２項第１号イ及びロに掲げる事項

(d)　第14条の２の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［⑵～⑽　略］

⑾　株式の引受け

［ａ～ｃ　略］

ｄ　この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金商業等府令第 153 条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第 31 条の４第３項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（法第 31 条の４第４項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第 147 条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

［(a)～(c)　略］

［⑿～㉘　略］

㉙　株式等の状況

ａ　第二号様式記載上の注意 ㊳ から ㊷ まで、 ㊹ 及び ㊺ に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意 ㊷ ａ 中「最近５年間」とあるのは、「最近２年間」と読み替えるものとする。

ｂ　［略］

［㉚～㉜　略］

㉜　［略］

㉝　監査の状況

ａ　第二号様式記載上の注意 ㊻ （ａ(b)、ｂ、ｄ(f)及びｅを除く。）に準じて記載すること。ただし、同様式記載上の注意 ㊻ ａ(a)、ｃ及びｄ(c)に準じて記載する事項は、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条第１号、第２号及び第９号並びに第126条（第２号、第３号及び第８号を除く。）に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

ｂ　監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

(a)　最近事業年度において、提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬があるときは当該非監査業務の内容を記載すること。

［(b)～(e)　略］

⑴　［同左］

［ａ～ｈ　同左］

ｉ　「第三部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「７　従業員の状況等」及び「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

［⑵～⑽　同左］

⑾　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。以下「金商業等府令」という。）第 153 条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第 31 条の４第３項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（法第 31 条の４第４項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第 147 条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

［(a)～(c)　同左］

［⑿～㉘　同左］

㉙　［同左］

ａ　第二号様式記載上の注意 ㊳ から ㊷ （ｂのうち事後交付型株式による株券の交付に係る部分を除く。）まで、 ㊹ 及び ㊺ に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意 ㊷ ａ 中「最近５年間」とあるのは、「最近２年間」と読み替えるものとする。

ｂ　［同左］

［㉚～㉜　同左］

㉜　［同左］

㉝　［同左］

ａ　第二号様式記載上の注意 ㊻ （ａ(b)、ｂ及びｄ(f)を除く。）に準じて記載すること。ただし、同様式記載上の注意 ㊻ ａ(a)、ｃ及びｄ(c)に準じて記載する事項は、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条第１号、第２号及び第９号並びに第126条（第２号、第３号及び第８号を除く。）に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

ｂ　［同左］

(a)　最近事業年度において、提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

［(b)～(e)　同左］

［(34)～(45)　略］

(46)　財務諸表

a　［略］

b　aの規定により最近事業年度に係る財務諸表を記載する場合において、最近事業年度の前事業年度の財務諸表について法第26条の３第１項（法第27条において準用する場合を含む。）の規定による監査証明を受けていないときは、最近事業年度に係る財務諸表に含まれる比較情報（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報をいう。）について同項の規定による監査証明を受けていない旨を記載すること。

［(47)～(57)　略］

第三号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第４　提出会社の状況」の「２　自己株式の取得等の状況」及び「４　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る(36)及び(38)を除き、同様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度」及び「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

［(34)～(45)　同左］

(46)　［同左］

a　［同左］

b　aの規定により最近事業年度に係る財務諸表を記載する場合において、最近事業年度の前事業年度の財務諸表について法第193条の２第１項の規定による監査証明を受けていないときは、最近事業年度に係る財務諸表に含まれる比較情報（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報をいう。）について同項の規定による監査証明を受けていない旨を記載すること。

［(47)～(57)　同左］

第三号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　同左］

(記載上の注意)

［同左］

⑴　一般的事項

［ａ～ｈ　略］

ｉ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は報告書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第14条の２の２第２項第１号イ及びロに掲げる事項

(d)　第14条の２の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［⑵～⑷　略］

⑸　主要な経営指標等の推移

［ａ・ｂ　略］

ｃ　第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、４事業年度）を経過していない場合には、提出会社の当事業年度の前４事業年度及び当事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、当事業年度の前９事業年度及び当事業年度。以下ｃ、㉓及び㊸において同じ。）（会社設立後５事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から当事業年度まで）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、ｂに規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第26条の３第１項（法第27条において準用する場合を含む。）の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

［⑹～㉒　略］

㉓　発行済株式総数、資本金等の推移

ａ　［略］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

役員等向け勧誘のうち令第１条の５第１号ロ又は第１条の８第１号ロに掲げる要件を満たすものに係る株式の割当て（信託業を営む者に対する株式の割当てを除く。ｂにおいて「事後交付型株式の割当て」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式の割当てによるものである旨を欄外に記載すること。

⑴　［同左］

［ａ～ｈ　同左］

ｉ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第４　提出会社の状況」の「５　従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

［⑵～⑷　同左］

⑸　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、４事業年度）を経過していない場合には、提出会社の当事業年度の前４事業年度及び当事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、当事業年度の前９事業年度及び当事業年度。以下ｃ、㉓及び㊸において同じ。）（会社設立後５事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から当事業年度まで）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、ｂに規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の２第１項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

［⑹～㉒　同左］

㉓　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるもので

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

⑵④　［略］

⑵⑤　大株主の状況

［ａ～ｄ　略］

ｅ　会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第27条の30の７の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第５項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

⑵⑥　議決権の状況

［ａ～ｈ　略］

ｉ　当事業年度の開始日から報告書の提出日までの間に、保有期間等に関する確約を取得者等との間で締結している株式（当該株式の発行時において、既に金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又は認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社にあっては、当該株式の発行価額の総額が５億円以上のものに限る。）について当該取得者により移動（譲受けを除く。）が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動内容、移動理由等について、第二号の四様式第四部第２の３「取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。

［⑵⑦～⑹⑦　略］

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項及び第２項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】⑶	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	

ある旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

⑵④　［同左］

⑵⑤　［同左］

［ａ～ｄ　同左］

ｅ　会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第27条の30の７の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第４項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

⑵⑥　［同左］

［ａ～ｈ　同左］

ｉ　当事業年度の開始日から報告書の提出日までの間に、保有期間等に関する確約を取得者等との間で締結している株式（当該株式の発行時において、既に金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又は認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社にあっては、当該株式の発行価額の総額が１億円以上のものに限る。）について当該取得者により移動（譲受けを除く。）が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動内容、移動理由等について、第二号の四様式第四部第２の３「取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。

［⑵⑦～⑹⑦　同左］

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項及び第２項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】⑶	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	

【縦覧に供する場所】⑷　　名称
（所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「６　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る⑿及び⒁を除き、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近２事業年度」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

⑴　一般的事項

［ａ～ｅ　略］

ｆ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は報告書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第14条の２の２第２項第１号イ及びロに掲げる事項

(d)　第14条の２の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［⑵～⑺　略］

⑻　株式等の状況

ａ　第三号様式記載上の注意⑱、⑳、㉓、㉕及び㉖に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意㉓ａ中「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と読み替えるものとする。

ｂ　［略］

［⑼～㉕　略］

㉖　財務諸表

［ａ～ｄ　略］

ｅ　ａの規定により当事業年度に係る財務諸表を記載する場合において、当事業年度の前事業年度の財務諸表について法第26条の３第１項（法第27条において準用する場合を含む。）の規定による監査証明を受けていないときは、当事業年度に係る財務諸表に比較情報（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報をいう。）が含まれる旨及び当該比較情報について同項の規定による監査証明を受けていない旨を記載すること。

［㉗～㊺　略］

第四号の二様式

【縦覧に供する場所】⑷　　名称
（所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

［ａ～ｅ　同左］

ｆ　「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「７　従業員の状況等」及び「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当事業年度末現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

［⑵～⑺　同左］

⑻　［同左］

ａ　第三号様式記載上の注意⑱、⑳、㉓（ｂのうち事後交付型株式による株券の交付に係る部分を除く。）、㉕及び㉖に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意㉓ａ中「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と読み替えるものとする。

ｂ　［同左］

［⑼～㉕　同左］

㉖　［同左］

［ａ～ｄ　同左］

ｅ　ａの規定により当事業年度に係る財務諸表を記載する場合において、当事業年度の前事業年度の財務諸表について法第193条の２第１項の規定による監査証明を受けていないときは、当事業年度に係る財務諸表に比較情報（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報をいう。）が含まれる旨及び当該比較情報について同項の規定による監査証明を受けていない旨を記載すること。

［㉗～㊺　同左］

第四号の二様式

【表紙】
【提出書類】　確認書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の２第　項
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【最高財務責任者の役職氏名】(4)
【本店の所在の場所】
【縦覧に供する場所】(5)　名称
（所在地）

1【開示統制・手続に関する事項】(6)
2【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】(7)
3【特記事項】(8)
(記載上の注意)
[(1)～(5)　略]
(6)　開示統制・手続に関する事項
代表者及び最高財務責任者（会社が(4)にいう最高財務責任者を定めている場合に限る。(b)及び(7)ｂにおいて「代表者等」という。）が提出会社における開示統制・手続（金融商品取引法令に基づき適正な有価証券報告書を提出するために必要な提出会社における統制及び手続をいい、次に掲げるものを含む。）を整備している旨及びその実効性を確認した旨
(a)　有価証券報告書の提出について責任を有する組織の名称又は個人の役職名及びその役割
(b)　代表者等が有価証券報告書の記載内容の妥当性を判断できるようにするために必要な情報を代表者等に伝達し、かつ、蓄積するための統制及び手続
(7)　有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項
a　[略]
b　代表者等が有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載すること。
c　[略]
(8)・(9)　[略]

第四号の三様式
【表紙】
【提出書類】　半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】

【表紙】
【提出書類】　確認書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の２第　項
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【最高財務責任者の役職氏名】(4)
【本店の所在の場所】
【縦覧に供する場所】(5)　名称
（所在地）

[加える。]
1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】(6)
2【特記事項】(7)
(記載上の注意)
[(1)～(5)　同左]
[加える。]

(6)　[同左]
a　[同左]
b　代表者及び最高財務責任者（会社が(4)にいう最高財務責任者を定めている場合に限る。）が有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載すること。
c　[同左]
(7)・(8)　[同左]

第四号の三様式
【表紙】
【提出書類】　半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】

【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ～ｇ　略］

ｈ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

⑻　将来情報等に該当する情報である旨

⑼　当該将来情報等は半期報告書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

⑽　第14条の２の２第２項第１号イ及びロに掲げる事項

⑾　第14条の２の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［⑵～⑼　略］

（９－２）　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項

前事業年度に係る有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第２ 事業の状況」の「２ サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において第14条の２の２第１項第２号の規定による見積りの方法により算定した数値を記載している場合であって、当中間連結会計期間中に当該数値に係る確定値が判明し、当該数値と当該確定値との間に差異があるときは、当該差異の状況及び当該差異が生じた理由を記載することができる。

なお、この項目に記載する事項がない場合には、項目名を含め記載を要しない。

［⑽～⑿　略］

⒀　発行済株式総数、資本金等の推移

ａ　［略］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

［ａ～ｇ　同左］

ｈ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　事業等のリスク」、「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「４　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

⑻　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当中間会計期間。⑺から（９－２）まで並びに⑱ｆ及びｇにおいて同じ。）の末日現在において判断したものである旨

⑼　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

⑽　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

⑾　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

［⑵～⑼　同左］

（９－２）　［同左］

前事業年度に係る有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第２ 事業の状況」の「２ サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において見積りの方法により算定した数値を記載している場合であって、当中間連結会計期間中に当該数値に係る確定値が判明し、当該数値と当該確定値との間に差異があるときは、当該差異の状況及び当該差異が生じた理由を記載することができる。

なお、この項目に記載する事項がない場合には、項目名を含め記載を要しない。

［⑽～⑿　同左］

⒀　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

役員等向け勧誘のうち令第１条の５第１号ロ又は第１条の８第１号ロに掲げる要件を満たすものに係る株式の割当て（信託業を営む者に対する株式の割当てを除く。ｂにおいて「事後交付型株式による株券の割当て」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の割当てによるものである旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

⑮　大株主の状況

［ａ～ｃ　略］

ｄ　会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第27条の30の７の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第５項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

［⑯～㊲　略］

第五号様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】⑶	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

第一部【企業情報】

第１　［略］

第２【事業の状況】

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

⑮　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第27条の30の７の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第４項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

［⑯～㊲　同左］

第五号様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】⑶	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

第一部　［同左］

第１　［同左］

第２　［同左］

［1～5　略］

6【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】⒀

［第3～第6　略］

第二部　［略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［a～g　略］

h　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は半期報告書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第14条の２の２第２項第１号イ及びロに掲げる事項

(d)　第14条の２の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［⑵～⑳　略］

⑵1　大株主の状況

［a～d　略］

e　会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第27条の30の７の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第５項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

［⑵2～⑷7　略］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項及び第２項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】⑶	

［1～5　同左］

6【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】⒀

［第3～第6　同左］

第二部　［同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

［a～g　同左］

h　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「６　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

［⑵～⑳　同左］

⑵1　［同左］

［a～d　同左］

e　会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第27条の30の７の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第４項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

［⑵2～⑷7　同左］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項及び第２項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】⑶	

【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ～ｄ　略］

ｅ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

⑻　将来情報等に該当する情報である旨

⑼　当該将来情報等は半期報告書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

⑽　第14条の２の２第２項第１号イ及びロに掲げる事項

⑾　第14条の２の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［⑵～㉘　略］

第五号の三様式

【表紙】

【提出書類】　臨時報告書

【提出先】　財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑵
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑶　名称
（所在地）

【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

［ａ～ｄ　同左］

ｅ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「５　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

⑻　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨

⑼　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

⑽　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

⑾　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

［⑵～㉘　同左］

第五号の三様式

【表紙】

【提出書類】　臨時報告書

【提出先】　財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑵
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑶　名称
（所在地）

［1・2　略］
(記載上の注意)
(1)　一般的事項
a　この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第５項又は第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
b　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。
(a)　将来情報等に該当する情報である旨
(b)　当該将来情報等は臨時報告書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨
(c)　第14条の２の２第２項第１号イ及びロに掲げる事項
(d)　第14条の２の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因
［(2)～(6)　略］

第六号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券通知書
【根拠条文】　企業内容等の開示に関する内閣府令第　条
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
［1～4　略］
(記載上の注意)
［(1)～(4)　略］
(5)　新規発行（売出）有価証券
a　募集又は売出しをしようとする有価証券で発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が５億円未満であるものについて記載すること。
［b～m　略］
［(6)～(9)　略］

第七号様式

［1・2　同左］
(記載上の注意)
(1)　［同左］
この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
［(2)～(6)　同左］

第六号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券通知書
【根拠条文】　企業内容等の開示に関する内閣府令第　条
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
［1～4　同左］
(記載上の注意)
［(1)～(4)　同左］
(5)　［同左］
a　募集又は売出しをしようとする有価証券で発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が１億円未満であるものについて記載すること。
［b～m　同左］
［(6)～(9)　同左］

第七号様式

【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(6)
【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)
【安定操作に関する事項】(8)
【縦覧に供する場所】(9)　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］
(記載上の注意)
(1)　一般的事項
［ａ～ｊ　略］
ｋ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。
(a)　将来情報等に該当する情報である旨
(b)　当該将来情報等は届出書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨
(c)　第14条の２の２第２項第１号イ及びロに掲げる事項
(d)　第14条の２の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［(2)～(14)　略］
(15)　社債（短期社債を除く。）の募集
［ａ～ｐ　略］
ｑ　当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第２条第 36 項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第 34 項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(6)
【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)
【安定操作に関する事項】(8)
【縦覧に供する場所】(9)　名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］
(記載上の注意)
(1)　［同左］
［ａ～ｊ　同左］
ｋ　「第二部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第５　提出会社の状況」の「４　従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。
(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨
(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因
(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程
(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

［(2)～(14)　同左］
(15)　［同左］
［ａ～ｐ　同左］
ｑ　［同左］

(a)　［略］

(b)　当該発行に係る社債の申込期間中に、金商業等府令第 313 条第３項第３号の規定により当該発行に係る社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

［略］

［⑯～㉙　略］

㉚　主要な経営指標等の推移

a　［略］

b　提出会社が令第５条の５に規定する金融庁長官が指定する取引所金融商品市場に上場されている同条各号に掲げるいずれかの有価証券（法第２条第１項第 17 号に掲げる有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）の発行者である場合には、最近６事業年度の各事業年度の末日における当該有価証券の市場価額の総額（特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令第３条第１号に規定する市場価額の総額をいう。）及び平均時価総額（令第５条の５に規定する平均時価総額をいう。）を注記すること。

［㉛～㉞　略］

㉟　サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意㉚に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意㉚ａ中「サステナビリティ開示基準（同条第１項に規定するサステナビリティ開示基準をいう。」とあるのは「サステナビリティ開示基準（同条第１項に規定するサステナビリティ開示基準をいい、同条第２項の規定によりサステナビリティ開示基準とみなされる同項各号に掲げる外国の基準を含む。」と、同様式記載上の注意㉚ａ(a)中「サステナビリティ開示基準に準拠している旨」とあるのは「サステナビリティ開示基準に準拠している旨（第 23 条第２項の規定によりサステナビリティ開示基準とみなされる同項各号に掲げる外国の基準にあっては、当該外国の基準に準拠している旨及び当該外国の基準の名称）」と読み替えるものとする。

［㊱～㊵　略］

㊶　株式の総数等

a　「未発行株式数」の欄には、新株予約権の行使等により発行される予定の株式がある場合には、その数、種類等について付記すること。また、役員等向け勧誘のうち令第１条の５第１号ロ又は第１条の８第１号ロに掲げる要件を満たすものに係る株式の割当て（信託業を営む者に対する割当てを除く。㊷ｂにおいて「事後交付型株式の割当て」という。）により交付される予定の株券がある場合には、その数、種類等について付記すること。

［ｂ～ｅ　略］

㊷　発行済株式総数及び資本金の推移

a　［略］

b　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

事後交付型株式の割当てによる発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式の割当てによるものである旨を欄外に記載すること。

(a)　［同左］

(b)　当該発行に係る社債の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。以下「金商業等府令」という。）第 313 条第３項第３号の規定により当該発行に係る社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

［同左］

［⑯～㉙　同左］

㉚　［同左］

a　［同左］

b　提出会社が第 19 条の９第１項に規定する取引所金融商品市場に上場されている株券等（第９条第１号に規定する株券等をいう。ｂにおいて同じ。）の発行者である場合には、最近６事業年度の各事業年度の末日における株券等の時価総額（第 19 条の９第３項第１号に規定する時価総額をいう。）及び平均時価総額（同項に規定する平均時価総額をいう。）を注記すること。

［㉛～㉞　同左］

㉟　［同左］

第二号様式記載上の注意㉚に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意㉚ａ中「サステナビリティ開示基準（同条第５項に規定するサステナビリティ開示基準をいう。」とあるのは「サステナビリティ開示基準（同条第５項に規定するサステナビリティ開示基準をいい、同条第６項の規定により一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準とみなされることとされた同項各号に掲げる基準を含む。」と、「サステナビリティ開示基準に準拠している旨」とあるのは「サステナビリティ開示基準に準拠している旨（第 19 条の９第６項の規定により一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準とみなされることとされた同項各号に掲げる基準にあっては、当該基準に準拠している旨及び当該基準の名称）」と読み替えるものとする。

［㊱～㊵　同左］

㊶　［同左］

a　「未発行株式数」の欄には、新株予約権の行使等により発行される予定の株式がある場合には、その数、種類等について付記すること。また、所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ａ及び(42) ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づいて交付される予定の株券がある場合には、その数、種類等について付記すること。

［ｂ～ｅ　同左］

㊷　［同左］

a　［同左］

b　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ご

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由、減資割合等を欄外に記載すること。

c　［略］

［㈬～㈭　略］

㈮　監査の状況

第二号様式記載上の注意㈼に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㈿ｄ(a)中「監査公認会計士等（第 19 条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第 26 条の３第１項（法第 27 条において準用する場合を含む。）に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等（公認会計士法第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。以下この様式及び第八号様式において同じ。）又は当該提出会社の内部統制報告書について法第 26 条の３第２項第１号（法第 27 条において準用する場合を含む。）の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、同様式記載上の注意㈿ｄ(c)並びに(f)ⅰ、ⅱ、ⅳ、ⅵ及びⅶ並びにｅ(d)中「監査公認会計士等」とあるのは「外国監査公認会計士等」と、同様式記載上の注意㈿ｄ(f)ⅰ中「第２条第１項に規定する業務」とあるのは「第２条第１項に規定する業務（外国監査法人等にあっては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意㈿ｄ(f)ⅱ中「公認会計士又は監査法人」とあるのは「外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。

［㈭～㈱　略］

第七号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	
【安定操作に関する事項】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第六部　略］

とにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由、減資割合等を欄外に記載すること。

c　［同左］

［㈬～㈭　同左］

㈮　［同左］

第二号様式記載上の注意㈼に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㈿ｄ(a)中「監査公認会計士等（第 19 条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第 193 条の２第１項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等（公認会計士法第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。以下この様式及び第八号様式において同じ。）又は当該提出会社の内部統制報告書について法第 193 条の２第２項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、同様式記載上の注意㈿ｄ(c)及び㈿ｄ(f)ⅳ中「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と、同様式記載上の注意㈿ｄ(f)ⅰ中「第２条第１項に規定する業務」とあるのは「第２条第１項に規定する業務（外国監査法人等にあっては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意㈿ｄ(f)ⅱ中「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と読み替えるものとする。

［㈭～㈱　同左］

第七号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	
【安定操作に関する事項】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第六部　同左］

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。

[(1)・(2) 略]

(3) 追完情報

[a・b 略]

c (4)aの有価証券報告書又は(4)eの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に将来情報等が記載されている場合において当該将来情報等につき第 14 条の2の2第3項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときはその旨及びその概要を記載すること。

d [略]

[(4)・(5) 略]

第七号の三様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【会社名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	
【安定操作に関する事項】	
【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)

[第一部～第五部 略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。

(1) [略]

(2) 参照情報

[a～c 略]

d 参照書類としての有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に将来情報等が記載されている場合において当該将来情報等につき第 14 条の2の2第3項各号に該当する事由が生じ、かつ、

(記載上の注意)

[同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

[a・b 同左]

c (4)aの有価証券報告書又は(4)eの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

d [同左]

[(4)・(5) 同左]

第七号の三様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【会社名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	
【安定操作に関する事項】	
【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)

[第一部～第五部 同左]

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[a～c 同左]

d 参照書類としての有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日

その影響に重要性があるときはその旨及びその概要を記載すること。

(3)　[略]

第八号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(4)	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】(5)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】(6)	名称 （所在地）

[第一部・第二部　略]

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1)　一般的事項

[ａ～ｈ　略]

ｉ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は報告書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第14条の２の２第２項第１号イ及びロに掲げる事項

(d)　第14条の２の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

現在において判断した事項である旨を記載すること。

(3)　[同左]

第八号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(4)	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】(5)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】(6)	名称 （所在地）

[第一部・第二部　同左]

(記載上の注意)

[同左]

(1)　[同左]

[ａ～ｈ　同左]

ｉ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第５　提出会社の状況」の「４　従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨

［(2)～(24)　略］

(25)　発行済株式総数及び資本金の推移

a　［略］

b　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

役員等向け勧誘のうち令第１条の５第１号ロ又は第１条の８第１号ロに掲げる要件を満たすものに係る株式の割当て（信託業を営む者に対する株式の割当てを除く。ｂにおいて「事後交付型株式の割当て」という。）による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式の割当てによるものである旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

［(26)～(30)　略］

(31)　監査の状況

第二号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(56)ｄ(a)中「監査公認会計士等（第 19 条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第 26 条の３第１項（法第 27 条において準用する場合を含む。）に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等又は当該提出会社の内部統制報告書について法第 26 条の３第２項第１号（法第 27 条において準用する場合を含む。）の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、同様式記載上の注意(56)ｄ(c)並びに(f)ⅰ、ⅱ、ⅳ、ⅵ及びⅶ並びにｅ(d)中「監査公認会計士等」とあるのは「外国監査公認会計士等」と、同様式記載上の注意(56)ｄ(f)ⅰ中「第２条第１項に規定する業務」とあるのは「第２条第１項に規定する業務（外国監査法人等にあっては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意(56)ｄ(f)ⅱ中「公認会計士又は監査法人」とあるのは「外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。

［(32)～(48)　略］

第九号の二様式

【表紙】

【提出書類】　確認書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の２第　項

【提出先】　関東財務局長

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

［(2)～(24)　同左］

(25)　［同左］

a　［同左］

b　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

［(26)～(30)　同左］

(31)　［同左］

第二号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(56)ｄ(a)中「監査公認会計士等（第 19 条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第 193 条の２第１項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等又は当該提出会社の内部統制報告書について法第 193 条の２第２項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、同様式記載上の注意(56)ｄ(c)及び(56)ｄ(f)ⅳ中「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と、同様式記載上の注意(56)ｄ(f)ⅰ中「第２条第１項に規定する業務」とあるのは「第２条第１項に規定する業務（外国監査法人等にあっては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意(56)ｄ(f)ⅱ中「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と読み替えるものとする。

［(32)～(48)　同左］

第九号の二様式

【表紙】

【提出書類】　確認書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の２第　項

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　　年　月　日
【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【最高財務責任者の役職氏名】(4)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(5)
【代理人の住所又は所在地】
【縦覧に供する場所】(6)　名称
(所在地)

1【開示統制・手続に関する事項】(7)
2【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】(8)
3【特記事項】(9)

(記載上の注意)

[(1)～(6)　略]

(7)　開示統制・手続に関する事項

代表者及び最高財務責任者（会社が(4)にいう最高財務責任者を定めている場合に限る。(b)及び8)bにおいて「代表者等」という。）が提出会社における開示統制・手続（金融商品取引法令に基づき適正な有価証券報告書を提出するために必要な提出会社における統制及び手続をいい、次に掲げるものを含む。）を整備している旨及びその実効性を確認した旨

(a)　有価証券報告書の提出について責任を有する組織の名称又は個人の役職名及びその役割

(b)　代表者等が有価証券報告書の記載内容の妥当性を判断できるようにするために必要な情報を代表者等に伝達し、かつ、蓄積するための統制及び手続

(8)　有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項

a　[略]

b　代表者等が有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載すること。

c　[略]

(9)・(10)　[略]

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)

【提出日】　　年　月　日
【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【最高財務責任者の役職氏名】(4)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(5)
【代理人の住所又は所在地】
【縦覧に供する場所】(6)　名称
(所在地)

[加える。]

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】(7)
2【特記事項】(8)

(記載上の注意)

[(1)～(6)　同左]

[加える。]

(7)　[同左]

a　[同左]

b　代表者及び最高財務責任者（会社が(4)にいう最高財務責任者を定めている場合に限る。）が有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載すること。

c　[同左]

(8)・(9)　[同左]

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)

【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑹　名称
（所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ～ｈ　略］

ｉ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

⑻　将来情報等に該当する情報である旨

⑼　当該将来情報等は半期報告書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

⑽　第14条の２の２第２項第１号イ及びロに掲げる事項

⑾　第14条の２の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［⑵～⑭　略］

⑮　発行済株式総数及び資本金の推移

ａ　［略］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当中間会計期間のそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

役員等向け勧誘のうち令第１条の５第１号ロ又は第１条の８第１号ロに掲げる要件を満たすものに係る株式の割当て（信託業を営む者に対する株式の割当てを除く。ｂにおいて「事後交付型株式の割当て」という。）による発行済株式総数及び資本金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式の割当てによるものである旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

［⑯～㉖　略］

第十号様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号

【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑹　名称
（所在地）

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

［ａ～ｈ　同左］

ｉ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　事業等のリスク」、「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「４　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

⑻　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨

⑼　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

⑽　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

⑾　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

［⑵～⑭　同左］

⑮　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当中間会計期間のそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数及び資本金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

［⑯～㉖　同左］

第十号様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号

【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】(6)　名称
（所在地）

［第一部・第二部　略］

(記載上の注意)

(1)　一般的事項

［ａ～ｈ　略］

ｉ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は半期報告書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第14条の２の２第２項第１号イ及びロに掲げる事項

(d)　第14条の２の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［(2)～(17)　略］

(18)　株式の総数等

第七号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。

［(18－２)～(33)　略］

第十一号様式

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】　発行登録書

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】(6)　名称
（所在地）

［第一部・第二部　同左］

(記載上の注意)

(1)　［同左］

［ａ～ｈ　同左］

ｉ　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「６　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役割及び役割を含む。）

［(2)～(17)　同左］

(18)　［同左］

第七号様式記載上の注意(41)（ａのうち所定の時期に確定した数の株券を交付する旨の定めに基づいて交付される予定の株券に係る部分を除く。）に準じて記載すること。

［(18－２)～(33)　同左］

第十一号様式

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】　発行登録書

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(1)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(2)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(3)
【発行予定期間】(4)　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）

［第一部～第三部　略］

(記載上の注意)

［(1)～(8)　略］

(9)　参照情報

［a～c　略］

d　参照書類としての有価証券報告書等に将来情報等が記載されている場合において当該将来情報等につき第 14 条の２の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときはその旨及びその概要を記載すること。

e　［略］

(10)　［略］

第十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】
【提出書類】　発行登録追補書類
【提出先】　財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】

【会社名】(1)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(2)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(3)
【発行予定期間】(4)　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）

［第一部～第三部　同左］

(記載上の注意)

［(1)～(8)　同左］

(9)　［同左］

［a～c　同左］

d　参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

e　［同左］

(10)　［同左］

第十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】
【提出書類】　発行登録追補書類
【提出先】　財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)

【今回の募集（売出）金額】(2)

【発行登録書の内容】(3)

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限（円）	

【これまでの募集（売出）実績】(4)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(5)　名称

（所在地）

［第一部～第四部　略］

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものにつ

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)

【今回の募集（売出）金額】(2)

【発行登録書の内容】(3)

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限（円）	

【これまでの募集（売出）実績】(4)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(5)　名称

（所在地）

［第一部～第四部　同左］

(記載上の注意)

［同左］

いては、当該事項の記載を省略することができる。
［(1)～(6)　略］
(7)　参照情報
［ａ～ｃ　略］
ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来情報等が記載されている場合において当該将来情報等につき第 14 条の２の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときはその旨及びその概要を記載すること。
(8)　［略］

第十四号様式
【表紙】
【発行登録番号】
【提出書類】　発行登録書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(2)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(3)
【発行予定期間】(4)　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）
［第一部～第三部　略］
(記載上の注意)
［(1)～(8)　略］
(9)　参照情報
［ａ～ｃ　略］
ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来情報等が記載されている場合において当該将来情報等につき第 14 条の２の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときはその旨及びその概要を記載すること。
ｅ　［略］
［(10)・(11)　略］

［(1)～(6)　同左］
(7)　［同左］
［ａ～ｃ　同左］
ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録追補書類提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。
(8)　［同左］

第十四号様式
【表紙】
【発行登録番号】
【提出書類】　発行登録書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(2)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(3)
【発行予定期間】(4)　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）
［第一部～第三部　同左］
(記載上の注意)
［(1)～(8)　同左］
(9)　［同左］
［ａ～ｃ　同左］
ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。
ｅ　［同左］
［(10)・(11)　同左］

第十五号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年　月　日

【会社名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の住所又は所在地】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【連絡場所】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1) ＿＿＿＿＿＿＿＿

【今回の募集（売出）金額】(2) ＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行登録書の内容】(3)

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	

【これまでの募集（売出）実績】(4)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） ＿＿＿＿＿＿

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額

第十五号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年　月　日

【会社名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の住所又は所在地】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【連絡場所】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1) ＿＿＿＿＿＿＿＿

【今回の募集（売出）金額】(2) ＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行登録書の内容】(3)

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	

【これまでの募集（売出）実績】(4)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） ＿＿＿＿＿＿

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額

実績合計額			償還総額		減額総額	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）＿＿＿＿＿＿

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】⑸　　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

［⑴～⑹　略］

⑺　参照情報

［ａ～ｃ　略］

ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来情報等が記載されている場合において当該将来情報等につき第 14 条の２の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときはその旨及びその概要を記載すること。

［⑻・⑼　略］

実績合計額		償還総額		減額総額		

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）＿＿＿＿＿＿

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】⑸　　名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

［⑴～⑹　同左］

⑺　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録追補書類提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

［⑻・⑼　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象単位の１重線を付した横記部分を縦へ全体として付した傍線は注記である。